

令和7年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和7年9月11日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	山口聡一郎	主査	村田潤哉
------	-------	----	------

説明のため出席した者

水道局長 渡部守史
(上下水道課)

課長	高橋庸輔	課長補佐	森内秀朋
課長補佐	濱中章	係長	池田麻夢
係長	永江啓二	主査	山下裕己

教育次長	荒木隆	教育委員会理事	鳥山勝
------	-----	---------	-----

本日の委員会に付した案件

議案第49号 長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第65号 令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

議案第66号 令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

所管事務調査

本町における教職員の働き方改革の取り組みについて

開会 9時29分

閉会 14時55分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和7年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

皆さんおはようございます。水道局所管の議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、上下水道課長以下、関係職員によりご説明申し上げますので、ご審議のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

上下水道課高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業に係る職員の給与の減額について所要の改正を行うものでございます。条例の主な改正内容につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度が拡充されたことにより、職員は、部分休業について1日につき2時間を超えない範囲内の形態、1日につき10日相当を超えない範囲内の形態、いずれかを選択して取得可能となることから、減額の対象となる部分休業について、現行の1日の勤務時間の一部を、全部または一部に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和7年10月1日としております。また、参考資料といたしまして、新旧対照表を配布しておりますので、ご参照ください。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

それでは議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、上下水道課長以下、関係職員によりご説明申し上げますので、ご審議のほど賜りますようお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、令和6年能登半島地震を受け、災害その他非常の場合において、町長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事ができるよう、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、第1条につきましては、長与町水道給水条例において、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者による給水装置工事の施工を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。第2条につきましては、長与町公共下水道条例において、他の市町村長の指定を受けた指定排水設備工事店による排水設備工事の施工を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。なお、附則につきましては、施行日を公布の日としております。また、参考資料といたしまして新旧対照表を配布しておりますので、ご参照ください。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木委員。

○議員（八木亮三議員）

参考までになんですが、この提案理由が令和6年能登半島地震を受けてということで、条文にある災害というのはイメージできるんですが、その他非常の場合ってというのは、何らかありえそうなことというのは考えられるんでしょうか。なければ、もう基本災害を想定しているということで、もう全く理解はするんですが、もしあればですね、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

おっしゃるとおり災害以外のその他非常の場合といったものが何かと申されるとですね。なかなかはっきりとした事象といったものが浮かばないところなんですけれども、国からの通知においてひな型がございまして、その内容が災害またはその非常時のときという文言でございましたので、そこを採用させていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

自分もちょっと参考までに聞きたいんですけども、他の市町村長が認めたっていうところは、県外の自治体のやつも含まれるのかどうかというところと。あとこれ、住民が結局、町外の業者にも頼めるようになるという認識でいいのかどうかですね。あともう1つは、自治体によって給水装置って仕様が違う部分もあるのかなと思うんですけど、その辺とかは、どうなのか。あと一番最後に施工と施行ってあって、法律関係が施行で、工事関係は施工ってなんかなってるのかなと思って、これ逆かなと思うんですけど、その辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

まず、県外の自治体の方が指定した事業者についてですね。災害時については、町内で施工が行うことができるといったものでございます。もう1つ、次が続けます。次に給水装置の仕様についてですね。各自治体によって当然、違うものでございます。ただ、本町で行う場合は、本町の仕様に沿って施工していただくといったものでございます。最後ですね、施行といったところでございますけど、長与町の給水条例、標準条例の中では、行うことといったものについて施行という言葉が使われておりまして、何ですかね、条文上、標準条例で使われてる言葉をそのまま使ってるといったことでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

これ災害のときに能登半島の方は、こういう条例があつたら頼めるのにと、そういう需要があるからこういう条例を作っておこうということで、認識でいいのかというのと。あと本管の方の工事は、そうですね、例えば他の県の事業者が触っていいものかどうか。その辺のところはいかがでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

被災地の実態のことですね。被災地の状況についてちょっとご説明いたします。国からの通知の方で令和6年能登半島地震におきまして、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したしました。これは宅内配管工事を行う地元市町の業者の数が、宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや業者自身が被災したことに加え、さまざまな工事需要が集中したことにより、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因でございまして、それからこの条例といった形になっております。また、先ほどの本管の方については、指定する業者といったものが縛られておりませんので、給水工事もしくは排水工事については、町が指定したものでないと施工できないといったことになっておりますので、本管については別途縛られていないということで、お考えいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この新旧対照表の第7条、旧の方で指定給水装置工事者に対して、新の方が等って付いてますね。この違いはどこにあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

等に含まれる部分につきましては、6条の方をご覧になっていただくと分かるんですけども、長与町の方で指定をした業者が1つ、先ほどより申し上げておりますそれ以外の市町村長が指定した事業者、この2つ合わせまして等としております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

それでは議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして上下水道課長以下、関係職員によりご説明申し上げますので、ご審議のほど賜りますようお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。令和6年度長与町水道事業会計決算報告書でございます。金額につきましては税込額でございます。（1）収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款水道事業収益の予算額7億9,162万5,000円に対し、決算額は8億167万5,652円となり、予算額に比べ決算額は、1,005万652円の増収となっております。増収の主な要因といたしましては、有収水量が見込みよりも減少しなかったためでございます。次に、支出におきましては、第1款水道事業費用の予算額7億6,940万9,000円に対し、決算額は7億2,156万8,038円となり、不用額が4,784万962円となっております。不用額の内訳といたしましては、修繕費や資産減耗費が主なものでございます。3、4ページをお開きください。（2）資本的収入及び支出の収入におきまして、第1款資本的収入の予算額2億3,076万8,900円に対し、決算額は2億1,677万8,715円となり、予算額に比べ決算額の増減が1,399万185円の減収となっております。減収の要因といたしましては、国との資金区分調整に伴い、企業債借入額を調整したものでございます。次に、支出におきまして、第1款資本的支出の予算額5億3,531万8,100円に対し、決算額は4億8,728万757円、翌年度繰越額が1,590万500円となり、不用額が3,213万6,843円となっております。不用額の内訳といたしましては、入札執行残が主なものでございます。3ページの下段の方をご覧ください。（1）資本的収入額が資本的支出額に不足する額、2億7,050万2,042円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,568万9,470円。過年度分損益勘定留保資金2億222万2,572円、繰越工事資金4,259万円で補填しております。次に（2）棚卸資産購入限度額の執行額は430万450円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税は39万950円でございます。5、6ページをお開きください。令和6年度長与町水道事業損益計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。6ページ、下から2行目、6ページの下から2行目をご覧ください。当年度純利益が5,

4 3 1 万 5, 2 7 8 円となり、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の 5, 4 3 1 万 5, 2 7 8 円でございます。7、8 ページをお開きください。令和 6 年度長与町水道事業剰余金計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。8 ページの一番右列、資本合計をご覧ください。前年度末残高から資本金、資本剰余金に変動はなく、利益剰余金に当年度未処分利益剰余金の 5, 4 3 1 万 5, 2 7 8 円を加えまして、資本合計は 4 0 億 5, 5 4 4 万 1, 9 5 9 円となっております。続きまして 7 ページですね。7 ページ下段に記載しております令和 6 年度長与町水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧ください。この計算書は、令和 6 年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回の処分につきましては、投資財政計画におきまして、令和 8 年度から 3 条予算収支が赤字となる見通しであることから、未処分利益剰余金を全額を繰り越しまして、欠損金に備えることとしております。9、10 ページをお開きください。令和 6 年度長与町水道事業貸借対照表でございます。金額につきましては税抜額でございます。資産合計と負債資本合計がそれぞれ 7 4 億 8, 3 0 7 万 2, 4 7 0 円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は 4 0 億 5, 5 4 4 万 1, 9 5 9 円となっております。11 ページをお開きください。11 ページは会計方針等の注記表でございます。続きまして、決算附属書類につきましてご説明申し上げます。12、13 ページをお開きください。令和 6 年度長与町水道事業報告書でございます。1 概況（1）総括事項でございます。令和 6 年度の経営状況は、営業収支において 5 3 1 万 5, 2 2 4 円の営業損失となっており、これを前年度比で見ると 1 3 4. 9 % 減、金額にして 2, 0 5 6 万 6, 7 1 9 円の減額となっております。また、経常収支においては 5, 4 3 1 万 6, 5 1 3 円の経常利益となっており、これを前年度比で見ると 2 8. 7 % 減、金額にして 2, 1 8 9 万 2, 0 7 5 円の減額となっております。次に、収益的収支全体では、収入が前年度比 0. 5 % 減、金額にして 3 5 9 万 4, 5 6 7 円の減収となっております。支出においては、前年度比 2. 7 % 増、金額にして 1, 8 0 5 万 7, 1 0 3 円の増額となっております。以上により 5, 4 3 1 万 5, 2 7 8 円の当年度純利益となりました。なお、積立金の取り崩しに伴う未処分利益剰余金変動額はなく、当年度未処分利益剰余金は 5, 4 3 1 万 5, 2 7 8 円となりました。有収水量は 3 2 2 万 9, 7 2 2 立方メートル、前年度比 0. 7 % 減、水量にして 2 万 3, 6 6 3 立方メートル減少しております。資本的収支においては、企業債により 8, 1 8 0 万円、負担金により 1 億 3, 4 8 9 万 7, 2 0 0 円の収入があり、また、建設改良費として中尾団地内路面復旧工事等により、4 億 3, 8 4 8 万 1, 8 4 1 円、企業債の償還として 4, 8 7 9 万 8, 9 1 6 円の支出を行いました。なお、資本的収支の不足額 2 億 7, 0 5 0 万 2, 0 4 2 円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金および繰越工事資金で補填しております。（2）経営指標に関する事項でございます。令和 6 年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、有収水量の減少に伴う給水収益の減少および管路等の修繕費の増加など、費用の増加に

より前年度比3.53ポイント減の108.05%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金水準妥当性を示す料金回収率は、前年度比3.49ポイント減の102.12%となりましたが、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.47ポイント増の53.27%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.51ポイント増の27.73%となり、施設の老朽化は進んでいる状況でございます。このような中、令和6年度におきましては、高田地区高田南配水管布設工事（新設）や浄水施設の更新工事を実施したため、当該年度に更新した管路延長を示す管路更新率は、前年度比0.49ポイント減の0.33%となりましたが、今後も財政状況を考慮しながら漏水状況や重要度等を参考に、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。13ページをご覧ください。13ページ、（3）議会議決事項でございます。記載のとおり4件でございます。続きまして（4）職員に関する事項でございます。令和6年3月31日現在の職員数は11名でございました。令和7年3月31日、職員数が12名となっております。

（5）その他の重要事項でございます。他会計負担金の使途の特定についてでございますが、一般会計からの消火栓維持管理費184万5,000円は、全額、職員の給与費に充当いたしました。次に2、工事でございます。（1）改良工事の概況でございますが、500万円以上の改良工事13件を記載しております。なお、金額につきましては税込額でございます。14ページをお開きください。3業務でございます。令和6年度の業務量、事業収入および事業費用に関する事項を前年度と比較して記載しております。営業収益は減少し、営業費用は増加している状況でございます。続きまして4会計（1）重要契約の要旨でございます。契約額上位5件を記載しております。なお、金額につきましては税込額でございます。15ページをご覧ください。令和6年度長与町水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。業務活動、投資活動および財務活動に係る現金の流れにより、今期の資金は、1億5,362万2,353円減少し、資金期末残高は11億9,856万3,141円となっております。16、17ページをお開きください。18ページまでが令和6年度長与町水道事業会計収益費用明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。16ページですね。水道事業収益、営業収益でございます。上水道給水収益でございますが、これは水道料金でございます。続きまして、受託工事収益内訳は、破損事故等による原因者負担などの修繕工事収入、そして、メーター器を設置する費用のメーター器取付工事費でございます。続きまして、その他営業収益、内訳は、給水装置工事申し込みに係る手数料、そして加入金、分岐料の他、消火栓維持管理費として一般会計から繰り入れる他会計負担金、そして、下水道事業から検診委託料や局長、課長、人件費などの負担金でございます。次に、営業外収益でございます。受取利息及び配当金、これは定期預金と普通預金の預金利息でございます。長期前受金戻入、これは国庫補助金など減価償却

見合分でございます。続きまして県支出金です。これは専用水道等に係る権限移譲交付金でございます。雑収益、これはコピー代、町有地使用料、そして、水道施設に係る保険金収入などがございます。次に特別利益でございます。過年度損益修正益、これは雇用保険料の戻入金などがございます。その他特別利益でございます。これは4条収入の路面復旧工事に係る一般会計負担金を3条収入として振り替えたものが主なものでございます。17ページをご覧ください。水道事業費用、営業費用でございます。原水及び浄水費、内訳は、浄水係職員2名および会計年度任用職員の給与、手当、法定福利費の他、浄水場運転管理業務委託などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。続きまして、配水及び給水費、内訳は、水道工務係の職員3名および会計年度任用職員の給料、手当、法定福利費の他、漏水調査業務委託、水道量水器取替業務委託などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。18ページをお開きください。業務費でございます。内訳は、料金総務係の職員2名および会計年度任用職員の給料、手当、法定福利費の他、水道検針業務委託などの委託料が主なものでございます。続きまして、総係費、内訳は局長、課長、料金総務係2名分の給料、手当、法定福利費の他、水道局庁舎の警備業務委託、企業会計システム保守委託などの委託料、そして、水道局庁舎に係る修繕費が主なものでございます。減価償却費でございます。内訳は有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の減価償却費でございます。資産減耗費、これは固定資産除却費でございます。次に、営業外費用、支払利息でございますが、これは企業債の利息でございます。次に特別損失、過年度損益修正損、これは漏水減免が主なものでございます。その他特別損失、これは一般会計から受託した4条予算の路面復旧に係る費用を3条支出として振り替えたものでございます。19ページをご覧ください。令和6年度長与町水道事業会計資本的収入及び支出明細書でございます。なお、金額につきまして税抜額でございます。資本的収入、企業債は8,180万円でございます。次に負担金、内訳は高田南土地地区画整理事業などの工事負担金、宅地等開発行為に係る水源負担金、そして新規給水引き込みに係る分岐工事負担金でございます。次に、資本的支出、建設改良費、事務費でございます。これは水道工務係職員2名分の給料、手当、法定福利費でございます。改良費、内訳といたしまして、設計業務などの委託料、水道管更新後の舗装を行う路面復旧費、新浄水場共同整備事業に係る本町負担分の負担金、第2浄水場次亜塩素希釈装置設置工事などの工事請負費でございます。続きまして、固定資産購入費でございます。内訳は、新規メーター器の購入の量水器購入費、オイルフェンスなどの備品を購入した備品購入費、続きまして、新浄水場共同整備事業に伴いまして第2浄水場改良を行います。これに必要な土地を購入いたしました土地購入費でございます。次に、企業債償還金でございます。企業債償還金4,879万8,916円でございます。次に20、21ページをご覧ください。固定資産明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。(1)有形固定資産明細書でございますが、合計欄をご覧ください。年度当初、現在高に当年度固定資産の増減額を加味いたしまして、年度末償却

未済高は、62億38万2,819円となっております。次に（2）無形固定資産でございます。合計欄をご覧ください。年度当初現在高に当年度固定資産の増減額を加味いたしまして、年度末現在高は5,558万3,835円でございます。22、23ページをお開きください。企業債明細書でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。令和6年度末における企業債の発行総額は、18億6,190万円に対し、未償還残高15億125万315円となっております。続きまして、本町の給水区域につきまして図面にてご説明申し上げます。図面の方をご覧くださいいただければと思います。お手元の図面の方ですね、一番上の図面の方をご覧ください。図面につきましては、委員会終了後回収させていただきます。それでは本町の高田郷につきましては、長与町の給水区域と長崎市の給水区域が混在しております。青色と緑色で示した区域が本町の給水区域でございまして、黄色と赤色で示した区域が長崎市の給水区域となっております。続きまして、工事概要につきまして、また図面を用いまして担当の方よりご説明申し上げます。なお、その図面の工事案の説明用図面につきましても、委員会終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

それでは重要契約の要旨についてご説明いたします。お配りしておりますこの赤丸がつきました図面と決算書附属書類の14ページを併せてご覧になっていただければと思います。重要契約要旨に記載の番号順にご説明をさせていただきます。番号1番目、中尾団地内路面復旧工事となります。本工事の内容といたしましては、令和5年度に実施をいたしました同団地内での配水管布設替工事の路面復旧を6年に行っております。続きまして、番号2番目、第2浄水場次亜塩素希釈装置設置工事です。工事内容といたしましては、次亜塩素希釈装置を精製した次亜塩素酸ナトリウムから購入した次亜塩素酸ナトリウムに対応する設備への変更を行っております。続きまして3番目、第2浄水場取水堰改築工事です。工事内容としましては、平成元年に設置をしました第2浄水場取水堰の経年劣化に伴い改築工事を行っております。続きまして番号4番目、高田地区（東高田）配水管布設替工事です。工事内容としましては、昭和46年に布設をしました配水管の更新を目的とするもので、配水管延長365.4メートルの布設替えを行っております。続きまして5番目、高田地区（高田南）配水管布設工事です。工事内容としましては、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせた配水管の整備を目的とするもので、配水管延長331.6メートルの布設を行っております。以上で重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上が議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はページを追って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではまず決算書類の1ページから2ページ、このページの送りだとちょっとずれていておりますので、少し拡大して横にずらしますと2ページ分ずつ出ます。表紙なし、皆さん手元で。どちらでも手元でできているように、先ほどの説明、最初のときはちょっと違うかなと。進めていきたいと思います。質疑はありませんか。続きまして3、4ページのところで、質疑はありませんか。続いて5、6ページのところで、質疑はありませんか。続きまして7、8ページのところで、質疑はありませんか。続いて9、10ページのところで、質疑はありませんか。続いて11ページのところで、質疑はありませんか。続いて12、13ページのところで、質疑はありませんか。続いて14ページのところで、質疑はありませんか。続きまして15ページのところで、質疑はありませんか。16、17ページのところで、質疑はありませんか。18、19ページのところで、質疑はありませんか。続いて20、21ページのところで、質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すいません。固定資産明細のところですけど、ちょっと聞き漏らしたわけじゃなくて、もう1回、有形固定と無形固定とこの無形の方の一番下の年度末の583のところは分かったんですけど、この上の方をもう1回、なんか数字が何か聞き違っちゃったようで、もう1回言ってください。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

(1)の有形固定資産明細書でございますね。まず、左側の20ページの合計欄を見ていただければ年度当初現在高ございまして、これから固定資産の増減がありまして、年度末現在高がこの20ページの一番左側に行きますね。これに対して今度21ページの減価償却累計額を差し引きますと、最終的に21ページの1番右側の年度末償却未済高62億38万2,819円ということになります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて22、23ページのところで、質疑はありませんか。それでは工事箇所ですね。頂いた図面の分も含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。それでは全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

企業会計ですので、もう数字は出ていますとおりで特に疑義はないんですが、ただやはり結果を見ると、決算の結果、営業利益などがもう損失、マイナスになってるところで、そういった点の理由も人口減であったり、費用の上昇であったり、そういったところもこれまでも説明を受けてますので理解をするところで、その上で、当然、給水やそういったものにかかる費用を抑えていくことが大事なと思うんですが、漏水対策ですね。これを今もやってらっしゃると思うんですが、ちょっと先日報道で見たんですが、長崎市がA Iを使った何か漏水発見の実証実験みたいのを前年度行ったというのを見たんですが、そういったところ、研究等は本町は何かなさってらっしゃるんでしょうか。A Iじゃなくとも漏水対策、今以上に何かできることがあるのか。ちょっとお考えというか、あれば伺います。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

本町の現状での漏水調査としましては、もう単純に人を用いた音調調査でありましたりとか、流量計とか機械を設置してっていうような調査を行っているんですが、委員おっしゃいますとおり、今現在A Iを使った漏水箇所の想定を行ったりとか、あと衛星から電波飛ばして当たった結果、調査の結果を基に漏水箇所をポイントで出していくよみたいなのをやってるという自治体ございまして、そういった取り組みは、近隣自治体の西海市、長崎市、時津町と定期的に勉強会といいますか、情報交換会を行って情報共有を行わせていただいとてるところでございます。その中で、本町にそういった調査方法がはまるのか。コスト面でありますとか、結構そういったA Iとか衛星を使われる調査が行われる自治体っていうのは、面積的にちょっと広くてなかなか人力で潰していくのが難しいような自治体が、総括として1回ぼんと全体を把握するために行うみたいなのがよくありまして、その点、本町におきましては、比較的にコンパクトといいますか、ある程度把握をできる中で、ぽつぽつぽつぽつ地道に潰していくのが、今のところはコスト面においても一番理にかなってるかなと考えておりますが、今後はいろいろ技術の革新もあると思いますので、そういった動向を含めながら今後の漏水調査、制度であったり、費用面であったり、研究を行っていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。そういった新しい技術等を使つての漏水調査が大事なと思ったのは、当然費用を抑える費用対効果の面が一つなんですけれども、もう一つは、今おっしゃった職員、人の手で歩いて探している。漏水箇所を発見としてると思うんですが、これがかなり経験等が要るのかなと思うんですね。全国的に言われてるのが、水道局員のいわゆる熟練といいたいでしょうか、経験等がある人材が減っていつてると聞くんで

すが、本町では、現在、調査されてる方のノウハウであったり、能力、経験っていうか、その漏水調査の技術等というのは、今後もちろんと引き継がれていっていきように考えられてるのか。ちょっとそこを伺います。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

委員おっしゃいますとおりやはり経験ノウハウっていうのは、なかなか一長一短で身につけられるものではございませんので、先ほどの研究、検討の中で、ちょっと私もそのご説明が不足してたと思うんですけども、今後、未来を引き継いでいくためには誰でもできるようなじゃないですけど、汎用的な調査方法という視点も頭に入れながら、そういったときに新技術というので、導入するという考え方も取り入れながらやっていく必要があるのかなと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

毎回聞いとつとですけども、この場で聞いていいのか分かりませんが、耐震率はこの6年度の時点で何%ぐらい。それだけでよかです。

○委員長（中村美穂委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

本年度はですね、令和6年度におきましては耐震化の新設を約5キロ弱と、布設替えの方を大体800メートル程度行いました結果ですね、町内の基幹管の導水、送水、配水本管っていったって、給水の枝がついてない配水管とっていただければいいんですけども、そちらの方の耐震適合率が54.4%程度になっております。ちょっと6年度の全国の数値が出てないのであれなんですけども、5年度の全国の平均としましては43.3%となっておりますので、それと比べましても耐震適合率、本町なかなかいい数字でいけてるかなということでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。委員会で求めているですね。今送りましたけれども、水道事業の分ですね。上の分ですけど、不納欠損の内訳と未収金の内訳表というのも提出をいただいておりますので、これも含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

全体的なことでお尋ねをしたいと思うんですが、全国的に配水管等を40年もしくは50年経って経年劣化で、どこの自治体も見ているけれども、破裂したりですね、そういうことで水ってというのは、もう出て当たり前と皆さん思っているところもあるし、その水が生活に欠かせないというところはあると思うんですけれども、本町も同時で計画的に工事は進めてらっしゃると思うんですけど、やはり今資材の高騰とか、そういうことで工事費も上がっているというところがある。その反面、恐らくコロナ禍は別として節水型の家電とか、または何でしょうね、ウォーターサーバーとか、ウォーターサーバーは、大したあれにはならないのかもしれないかもしれませんが、そういうことで、一つの1軒当たりの水道の水をたくさん使えばいいということではないですけど、その収益が少なくなって、そして、工事費が上がるということで、これからの経営が難しくなるということで、今後の先のことで料金改定も含めて今されていると思うんですけど、その工事費とかですね、何年前に比べればということではないんですが、どれぐらい上昇しているのかというのは分かりますでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

藤野係長。

○係長（藤野亮君）

その工事を発注するに当たっては、いろいろ材料とか諸経費関係とかを計算して工事の発注を行うんですけども、経費って言うのは工事を設計する上での経費率っていうものがあるんですけど、そちらの分に関しましても3割から5割程度上がっておりますし、あと資機材に関してもそれは機械的な部品、電気的な部品で水道管とかの管財、いろいろちょっとパーセンテージ開きはあるんですけども、5割から6割程度の上昇というのがかかっているものでございますので、昔やっていた工事と同額の工事で現在できるかとなると、なかなかやはり難しいものがあるという現状でございます。

○委員（八木亮三委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

少し補足させていただきます。資料で日本建設業連合会といったところが資料を出しておりまして、令和3年度から令和6年度までで労務単価は16%上昇、そして、建設資材単価につきましても令和3年度から令和6年度に対して資材単価が32%上昇、そして、設備工事費ですね。令和3年から令和6年で工事費は、47%から79%、49%から79%上昇しているといった資料もございますので、もう近年急激に物価高騰、そして、労務費の上昇といったものが顕著に出ているといったことでございます。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

労務費、人件費の高騰も合わせて工事費が非常に高額になっているという状況だと思うんですけど、そこで、改善すべきところですけども、先ほど水道料金の今まで下げたことはあったかもしれないんですけど、その料金改定のことは、一つこれからの対策の中の大きな一つになると思うんですけども、他の所でこれだけ工事費が高くなっていて、水道給水ですね。その水道を使う料金、料金、何ていうんですかね、水道使用量が増えなければ結局その工事するお金だけが上がって行って、非常に経営が難しくなると思うんですよ。それも見越していろいろ考えられてると思うんですが、料金改定以外にどのようなことで、高額になっていっている工事費等を賄っていこうという考え方は、どのようなものでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね、料金改定以外に収益を上げるといったのが料金改定、当然支出を抑えるといったことを考えなければならないということでございます。一番大事なのは、やはり工事費ですね。工事費が上がってきてますので、工事費をなるべく下げないといけません。そうしたことによって減価償却費を抑えていくということを考えないといけませんので、国が推進してますのが、まず広域連携。近隣自治体と今回われわれが取り組んでおります新浄水場もそうですけれども、広域連携をすることによって、国の方の財政支援というのを受けられる。このことについてやはりこういうことを行いますと、投資費用がやはり国庫補助金と交付税措置等入りますので抑えられていくと。当然、そうした減価償却費も下がってまいりますので支出が抑えられると。それに加えて、施設の統廃合、人口は減少していきますので、当然配水地であったり浄水場であったりですね。こういった大きな施設についてはコンパクトに人口に合わせる。もしくはその有収水量に合わせた形で集約していくといったことを行いまして、将来におけるまた減価償却費を下げていくといったことが大事になってこようかと思います。また管路につきましては、もうこれも有収水量に合わせまして、現在は高度経済成長期に合わせました配管のサイズとなっているところもあります。今後の人口減少、有収水量の減少といったものに合わせまして、水道管のサイズを下げていくと。当然水道管のサイズが下がっていけば布設替えコストといったものも下がってまいりますので、そういったことを考えながら支出を抑えていくということを徹底したいと思ってます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

一般質問のときもちょっと聞きそびれたんですけど、有収率ですね。本町は非常に高いということですが、公共施設で要は水道料金を取れない所というのは、本町には何箇所かあるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね。公共施設で水道料金を取ってない所については特にございません。消防用水にかかった費用については、取れないといったことがありますので、ありません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第65号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号のうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号のうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定について原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち、決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

10時45分まで休憩します。

（休憩 10時35分～10時43分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

それでは議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、上下水道課長以下、関係職員によりご説明申し上げますので、ご審議のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

それでは議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。令和6年度長与町下水道事業会計決算報告書でございます。金額につきましては税込額でございます。（1）収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益の予算額9億7,294万7,000円に対し、決算額は9億8,324万9,210円となり、予算額に比べ決算額は1,030万2,210円の増収となっております。要因といたしましては、水道事業と同様ですね。有収水量が見込みよりも減少しなかったためでございます。次に支出におきましては、第1款下水道事業費用の予算額9億5,614万9,000円に対し、決算額は9億1,463万9,826円となり、不用額が4,150万9,174円となっております。不用額の内訳といたしましては、委託料、減価償却費、特定収入消費税が主なものでございます。3、4ページをお開きください。（2）資本的収入及び支出の収入におきましては、第1款資本的収入の予算額5億6,072万7,000円に対し、決算額は1億7,007万428円となり、予算額に比べ決算額の増減が3億9,065万6,572円の減収となっております。要因といたしましては、国費の内示額減少および工事の繰り越しによるものでございます。次に、支出におきましては、第1款資本的支出の予算額8億8,782万6,000円に対し、決算額は4億989万3,586円、翌年度繰り越し額が3億5,032万8,200円、不用額が1億2,760万4,214円となっております。不用額の要因は、国費の内示額減少に合わせた工事発注規模調整および入札執行残が主な要因でございます。3ページの下段をご覧ください。3ページ下段ですね。（1）資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,505万4,158円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,385万5,331円、過年度分損益勘定留保資金2億4,369万8,827円、繰越工事資金750万円で補填しております。5、6ページをお開きください。5ページです。令和6年度長与町下水道事業損益計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。6ページの下から2行目、ご覧ください。当年度純利益は、5,475万4,053円となり、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の5,475万4,053円でございます。

7、8ページをお開きください。令和6年度長与町下水道事業剰余金計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。8ページ、一番右列、資本合計をご覧ください。前年度末残高から資本金、資本剰余金に変動はなく、利益剰余金に当年度未処分利益剰余金の5,475万4,053円を加えまして、資本合計は50億9,666万2,778円となっております。続きまして、7ページの下段に記載しております令和6年度長与町下水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧ください。この計算書は、令和6年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業の規定、企業法の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回の処分につきましては、今後増大する建設改良工事に備えるため、未処分利益剰余金5,475万4,053円全額を建設改良積立金に積み立て処分する予定でございます。9、10ページをお開きください。令和6年度長与町下水道事業貸借対照表でございます。金額につきましては税抜額でございます。資産合計と負債資本合計がそれぞれ113億7,544万2,378円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は50億9,666万2,778円となっております。11ページをお開きください。11ページは会計方針等の注記表でございます。続きまして、決算附属書類につきまして、ご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。令和6年度長与町下水道事業報告書でございます。1概況（1）総括事項でございます。令和6年度の経営状況は、営業収支においては2億3,432万6,094円の営業損失となっており、これを前年度比で見ると8.8%増、金額にして1,897万6,835円の増額となっております。また、経常収支においては5,492万9,364円の経常利益となっており、これを前年度比で見ると13.4%減、金額にして846万3,881円の減額となっております。次に、収益的収支全体では、収入が前年度比0.03%増、金額にして24万1,737円の増額、支出が前年度比1.0%増、金額にして891万395円の増額となりました。以上により5,475万4,053円の当年度純利益となりました。また、積立金の取り崩しに伴う未処分利益剰余金変動額はなく、当年度未処分利益剰余金は5,475万4,053円となりました。資本的収支では、収入が国庫補助金等1億7,007万428円、支出といたしましては、長与ニュータウン東地区取付管改築工事、長与ニュータウン西地区取付管改築工事等の建設改良費として2億3,236万3,049円、企業債償還金1億7,753万537円となり、合わせて4億989万3,586円となっております。資本的収支の不足額2億6,505万4,158円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、繰越工事資金で補填いたしました。（2）経営指標に関する事項でございます。令和6年度決算における経営成績については、経営の健全性を示す経常収支比率は、管渠費および処理場費の修繕費等による支出の増加により、前年度比1.05ポイント減の106.32%となったものの、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比2ポイント減の118.89%となりましたが、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている

状況とされる１００％を上回っております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比１．６１ポイント増の６１．４０％、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管老朽化率は、前年度比増減なしの０％となっておりますが、施設の老朽化に備え引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。（３）議会議決事項でございますが、記載のとおり３件でございます。１３ページをご覧ください。（４）行政官庁認可事項でございますが、記載のとおり３件でございます。（５）職員に関する事項でございます。令和６年３月３１日現在職員数が６名で、令和７年３月３１日現在、職員数が合計７名となっております。１４ページをお開きください。２工事（１）改良工事の概況でございますが、５００万円以上の工事７件を記載しております。なお、金額につきましては税込額でございます。１５ページをお開きください。３業務でございますが、令和６年度の業務量、事業収入および事業費用に関する事項を前年度と比較して記載しております。営業収益は減少し、営業費用は増加している状況でございます。続きまして４会計でございます。（１）重要契約の要旨でございます。契約額上位５件を記載しております。なお、金額につきましては税込額でございます。１６ページをご覧ください。令和６年度長与町下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。金額につきましては税抜額でございます。業務活動投資活動および財務活動に係る現金の流れにより今期の資金は８，１２８万３，７６７円増加し、資金期末残高は２１億４，１５６万８，５４９円となっております。１７ページをお開きください。１９ページまでが令和６年度長与町下水道事業会計収益費用明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。１７ページですね、下水道事業収益、営業収益でございます。下水道使用料これは一般污水収益でございます。その他営業収益、内訳は排水設備申請に係る手数料、し尿処理負担金の他会計負担金でございます。次に営業外収益でございます。受取利息及び配当金、これは定期預金と普通預金の預金利息でございます。続きまして他会計負担金、これは地方公営企業法第１７条の２、経費の負担に基づく一般会計繰入金でございます。続きまして長期前受金戻入、これは国庫補助金などの減価償却見合分でございます。雑収益につきまして、これはコピー代などでございます。次に特別利益でございます。過年度損益修正益、これは雇用保険料、戻入金などでございます。１８ページをお開きください。下水道事業費用、営業費用でございます。管渠費でございますが、内訳は下水道建設係職員１名の給料、手当、法定福利費の他、マンホールポンプ場に係る下水道施設維持管理業務委託などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。処理場費でございます。内訳は処理場係職員１名、会計年度任用職員１名分の給料、手当、法定福利費の他、浄化センターに係る下水道施設維持管理業務委託、汚泥運搬及び処分などの委託料、そして修繕費が主なものでございます。続きまして業務費、内訳といたしまして、料金総務係職員１名および会計年度任用職員の給料、手当、法定福利費の他、地下水検針業務委託などの負担金が主なものでございます。１９ページをご覧ください。総係費でございます。内訳は料金総務係２名分の給料、

手当、法定福利費の他、水道局庁舎警備業務委託、企業会計システム保守委託などの委託料、そして局長、課長、人件費など、水道事業に対する負担金が主なものでございます。続きまして減価償却費内訳は、有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費でございます。資産減耗費、これは固定資産除却費でございます。次に営業外費用、支払利息でございます。これは企業債の利息でございます。雑支出につきましては、特定収入消費税の費用化が主なものでございます。次に特別損失、過年度損益修正損、これは漏水減免が主なものでございます。20ページをご覧ください。令和6年度長与町下水道事業会計資本的収入及び支出明細書でございます。なお、金額につきましては税抜額でございます。資本的収入につきましては、企業債、国庫補助金、受益者負担金でございます。資本的支出建設改良費、下水道事業費の内訳でございますが、職員2名の給料、手当、法定福利費などの人件費、そして、設計業務などの委託料、取付管改築工事などの工事請負費でございます。次は企業債償還金でございます。22、23ページをお開きください。固定資産明細書でございます。金額につきましては税抜額でございます。（1）有形固定資産明細書でございますが、合計欄をご覧ください。年度当初現在高に当年度固定資産の増減額等加味いたしまして、年度末償却未済高は、90億9,398万1,744円となっております。次に（2）無形固定資産でございます。合計欄をご覧ください。年度当初現在高に当年度固定資産の増減額を加味いたしまして、年度末現在高は、5,267万6,105円でございます。24、25ページ、お開きください。企業債明細書でございます。25ページ、表の一番下の合計欄をご覧ください。令和6年度末における企業債の発行総額は45億1,450万円に対し、未償還残高23億2,945万705円となっております。続きまして、お配りしております図面を使用いたしまして、本町の排水区域につきましてご説明させていただきます。よろしいですかね。本町の高田郷につきましては、水道事業と同様に長与町区域と長崎市区域が混在しております。ここで言う青色と黄色で示した区域が本町の排水区域でございます。そして、緑色と赤色で示した区域が長崎市の排水区域となっております。続きまして、工事概要につきまして図面をまた用いまして、担当の方よりご説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

それでは重要契約の要旨について説明させていただきます。決算書附属書類の15ページと配布しておりますA3の図面をご覧ください。図面に記載の番号順に説明させていただきます。まず、1番目、令和6年度長与町公共下水道長与浄化センターの建設工事委託に関する協定です。委託内容は、ストックマネジメント計画に基づき施設および設備の老朽化対策を目的として、長与浄化センターの汚泥処理施設である2系一次消化タンクの機器の更新、内部の防食塗装および耐震補強、ナンバー2、ガスホルダーおよび余剰ガス燃焼装置の更新ならびにボイラー等の耐震補強を令和6年度から令和8年度

にかけて、日本下水道事業団に委託しているものとなります。次に2番目、長与ニュータウン東地区取付管改築工事です。工事内容は、昭和49年に布設した取付管の老朽化対策を目的として、82カ所の陶器製の陶管から樹脂製の塩ビ管の取付管に改築を行いました。次に3番目、長与ニュータウン西地区取付管改築工事です。工事内容は、昭和49年に布設した取付管の老朽化対策を目的として、81カ所の陶器製の陶管から樹脂製の塩ビ管の取付管に改築を行いました。次に4番目、長与町下水道管路施設ストックマネジメント計画策定業務委託です。委託内容は、管路施設に係る令和7年度から令和11年度までの5カ年のストックマネジメント計画の策定を行いました。最後に5番目、高田地区（高田南）污水管布設工事です。工事内容は、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせて、污水管延長7メートルおよび圧送管延長312.86メートルの布設ならびに2号マンホール1基の設置を行いました。以上で重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

以上が議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思いますが、先ほど委員会から資料請求を求めたものですね。こちらも下水道事業のものですね。令和6年度下水道使用料不納欠損内訳と下水道事業年度別未収金内訳表、こちらも併せて今後質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではページを追って質疑を進めていきます。まず1、2ページ、質疑はありませんか。続いて3、4ページのところで、質疑はありませんか。続きまして5、6ページのところで、質疑はありませんか。続きまして7、8ページのところで、質疑はありませんか。続きまして9、10ページのところで、質疑はありませんか。続きまして11ページのところで、質疑はありませんか。続きまして12、13ページのところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

12、13ページの12ページの経費回収率っていうのが100を超えているということですが、水道事業の方は、人口減少とか、原価の上昇で収益っていうのが下がってますけど、この下水道の方はむしろこの経費の回収率は、過年度と比べても5年度はちょっと6より高いようですけど、令和2年等と比べても上がってきてる。これはどう考えたら、よろしいのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

下水道の経費回収率につきましては、使用料割る汚水処理費というものでございまして、この汚水処理費が何なのかというところなんですけれども、皆さまから頂いた使用料というのは、皆さまの汚水を処理するにかかった費用、それ以外に雨水処理であったり分流式経費であったりとか、あとは浄化センターの高度処理に係る経費であったりとか、そういったものについては公費で見るべきものという、その経費の負担といった分類がございまして、水道は、かかった費用というのが基本的には水道の料金、かかった水道を使っていたお金になるんですけれども、下水道については、かかった費用には公費で賄うべき費用といったものが存在しますので、その費用が本来多ければ汚水にかかった経費自体は減るんですよ。そういったことをちょっと令和2年から令和4年までの間については、この経費回収率の計算の中で、純然たる汚水にかかった費用の中に公費でかかっている費用についてもちっと含んだような形ではじいて計算、算出しているものがございまして、それが令和5年度から汚水に純然たるかかる費用の中に公費で見れるべき経費といったものがあると判断いたしましたので、そこから汚水に係る費用について公費相当分を差し引いたものではじいております、算出しております。このため令和5年度からは経費回収率が1段上がったような形になりますけれども、今年度はまた下がっておりますし、基本的には水道と同様、使用料、人口減少に伴って有収水量減っているということで、下がっていくといった状況になろうかと思います。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと今回というか、今年度から上水道、水道の料金改定に向けて審議がされて、恐らく2年後に上がるかなというところですが、下水道は、現在のところは値上げの必要性というか予定がないということでしたが、これからこのやはり人口減少に伴って収益というか、これ下がっていくので、いずれは改定をやはりすることになろうということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そうですね。水道事業も料金回収率が100%切ると必要な経費を賄えないと、水道料金で賄えてないといったこととございまして。下水道使用料についても同様、この経費回収率が100%を切ると皆さんからいただいた使用料に対して汚水処理に対して使用料が間に合っていないといった形になりますので、そういった状況になりますと使用料の改定といったことが出てくるというふうに判断していただいて結構ですし、下水道事業も水道事業同様に経営戦略といったものを5年に1回見直しをかけております。前回令和6年1月に改定をいたしましたけれども、その時点では使用料の改定は必要ないという

ふうに判断しておりますが、また、5年後もしくは決算状況を見ながら状況が変わりましたらまたシミュレーションし直してということで、使用料の改定といったことが必要になればそのときには、改定の方をしなければならないというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めてまいります。14、15ページのところで、質疑はありませんか。ここは工事のところにも入りますので、図面を含めて工事についても質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。続きまして16ページ、質疑はありませんか。17ページで質疑はありませんか。18、19ページのところで質疑はありませんか。20、21ページのところで質疑はありませんか。22、23ページのところで質疑はありませんか。続いて24、25ページのところでですね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この24、25ページの企業債なんですけど、これはちょっと素朴な疑問なんですけど、水道と比べて件数がすごく多いですね。もちろん何といいましょうか、資産等の額も違うので、そういうのあると思うんですが、それにしてもその資産の上水道と下水道の違いと見て、もうそれ以上の単純に数でいくと企業債多いですけど、これは何か下水道と上水道の特有の何か違いでこうなってるんでしょうか。ちょっともしご説明いただけるものであれば伺いたいんですが。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

単純に下水道事業の方が当然コストがかかって投資費用が多うございますので、その分ですね、国庫負担金といった形での補助金も拡充されております。ただ、実際は投資をする中での何か財源といいますと国庫補助金そして受益者負担金、それに残りの部分については、自己資金を用いるか企業債を用いるかといったところでございますけれども、下水道事業の場合は、企業債を用いた方がそのあとの何っていうかな、財政措置ですね、交付税措置等々が優遇されておりますので、そういった関係で一応水道事業はそれとはまた別で、企業債を使った方が若干有利ではないかということもございまして、こういった形で財源の中には、企業債の方を多く使わせていただいているといったことでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。先ほどの委員会が求めた資料についても質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。それでは全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この決算の認定に当たって、監査意見書も付してとあるんで、ちょっとその監査意見書の方から1点伺いたいんですけども。29ページですね。この表を見ると処理原価ってというのが令和2年度から令和6年度ですと下がっていつてますけれども、これも先ほど伺ったことと関連して同じ理由というか、ものなんでしょうか。ご説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

そのとおりでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

先ほど水道のときもお聞きしましたけども、耐震率をですね。下水の耐震率を教えてくださいたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

濱中課長補佐。

○課長補佐（濱中章君）

管渠全体の延長が190キロ中、耐震能力を有すると考える管渠は32キロメートル、耐震率として17%になります。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

水道の方は結構耐震率が進んでいるようですけども、やはりスタートが遅かったんですかね。17.いくらって。遅れている理由を。

○委員長（中村美穂委員）

山下主査。

○主査（山下裕己君）

先ほど耐震化率17%ということなんですけども、この17%っていうのが設計指針の方が平成9年以前までと、平成10年以後ですね。そこの平成10年以後からは今の設計指針で行っておりますので、そこが17%という形になってます。遅れてる理由といたしましては、実際今年度もこの耐震に対して簡易診断と詳細診断を一部行おうとしてるところなんですけども、簡易診断で平成9年以前の布設をした所も耐震オーケーという形になれば、このパーセンテージというのは、自然と上がってくる形になります。そこでもNGが出た所に関してはどうしても耐震化を図らないといけないので、そこで

改築工事を行っていくという形になってきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

私も度々聞いているところで、水洗化率は長与町は非常に高いということで、99.4%ですかね。というところで、今年も増加しているというふうに書いてあるんですが、他の残り、非常にパーセンテージは少ないというところでありますけれども、水洗化をするということは、引き込む家庭内とかそういったところのお宅の負担というのもありますし、また、なかなかその水洗化、完全に水洗化した方がいいとは思いますが、そこが何かいろいろ難しいところもあろうかと思います。そういったあと本当僅かではありますけど、そういう今の現状というのはどうなのか。例えば今後、水洗化に向かっていくという感じがあるものなのか。やっぱり現状ではなかなか厳しいという形であるのか教えてください。

○委員（八木亮三委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

今ですね、長与町処理区、長与処理区におきましての未水洗の人口といったものが214名いらっしゃいまして、その中でも目の前にもう下水をすぐ使用できるような状況にある方が191名、全く本管が未整備の所が23名ということで分かれております。目の前にありましてですね、目の前に下水道がありまして、そこに接続するだけという方については、家屋が古く汲み取り式のままだということで今いらっしゃいまして、ここについてはもう相手のご都合がございますので、住居の皆さまに依頼文を発送いたしまして、水洗化の重要性を周知いたしまして、公共下水道への接続をお願いしているといった状況でございます。もう一つですね、未整備の所がございますけれども、ここについては、なかなかこう本管までの距離がないなどですね。区域として今後のちょっと検討を要している所と申しまして、区域では現在のところ入れているんですけれども、将来的にはこの区域をどうするかといった検討をかけているところでございます。ここについては23名といったところがございます。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

今のところは理解いたしました。すいません。令和6年度は実際行われたかどうかち

よっと分からないところがあるんですけども、数年前にデザインマンホールというのを本町も数箇所ですね。そして、令和5年7月ですか。マンホールカード、全国的にあるのでしょうか、私はちょっとなかなか詳しくないところもありまして、配布を行ってらっしゃった。昨年度に至っては何かそのまま継続してしていたものなのか。もうそれはもう令和5年度でマンホールカードとかが終わって、何もそういったものはしなかったのかについて、教えていただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

マンホールカードにつきましては、現在も継続して配布しておりまして、そのマンホールカードのQRコードを見ていただければ下水道の使用の仕方であったりとか、そういった啓発活動につながるような状況になっておりまして、今後もこのマンホールカードを続けていきたいというふうに考えております。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

では令和5年度に作成して、それを継続的に今も配布の状況は続けてらっしゃるということの認識でよろしいのでしょうか。なかなか下水道に何ていうんですかね。親しみをとつか、密着して必要なものであるけれども、何か道義付けですね。そういったもので、デザインマンホールなんかもあるのかなと思いますので、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

高橋課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

委員おっしゃるとおりですね、令和5年度作成したものを現在も使用しまして、皆さまに啓発活動ということで配布しております。今後も続けていきたいというふうに考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これから議案第66号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号のうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号のうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定について原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時30分～13時10分）

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

それでは皆さんこんにちは。昨日の決算に引き続きまして、今日は所管調査でお世話になります。よろしくお願いをいたします。

まず、学校における働き方改革、本町の取り組みについてというところでお題をいただきましたので、資料をまとめております。その資料に沿った形で説明をさせていただきます。委員の皆さまにお配りしております、配付しておりますスライドに加えて、少し前置きのところを付け加えております。必要であれば言っていただければ、不足分を後ほど送りたいと思います。まず、よく言われる言葉に「教育は人なり」という言葉があります。学校教育の成否は教師にかかっています。教師は子どもたちの人生に大きな影響を与え、子どもたちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業であると考えております。そして、これまで我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取り組みによるものであることは、言うまでもありません。他方で子どもたちが抱える困難が多様化、複雑化しております。画面の資料を見ていただきますと、不登校が5.1倍、公立高校でも不登校が増えております。また、小中学校での暴力行為も4.6倍増加、また、日本語指導が必要な

お子さんたちも3倍から4倍というふうが増えております。また、小学校35人学級を見ますと、いろいろなお子さんがおります。ギフテッドと呼ばれる特異な才能のあるお子さんもいれば、家にある本の冊数が少なく学力の低い傾向が見られるお子さんもいます。また、学習面、行動面で著しい困難を示すお子さんたちもおります。中学校の40人学級で見ますと、このような割合に今なっております。あくまで全国的な平均値ですので本町がこの数にいますということではございませんが、このような多様な子どもたちが目の前におります。また、保護者や地域の方々の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として学校の業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的な状況にあると言っても過言ではありません。このため平成31年1月の中央教育審議会答申、いわゆる学校における働き方改革答申を踏まえて、勤務時間の上限を定める指針が策定されるとともに、小学校における35人学級の計画的な整備等々が進んでおります。しかしながら依然として長時間勤務の教師が多いという、勤務実態が明らかになっております。令和4年に文部科学省が6年ぶりに実施した教員勤務実態調査の結果によりますと、1日当たりの平均在校時間は減っておりますが、平日の在校時間は10時間以上に上っており、持続可能な教育環境の構築に向けて教育に関わる全てのものの総力が必要だという形で、令和5年に教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策が打ち出されました。ここで学校、教師が担う業務の適正化の一層の推進、働き方改革の実効性の向上、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実などが強く訴えられております。これはできることから各市町、自治体で進めてくださいということでしたので、本町としましては、学校行事の見直しであったり、授業時数の見直しであったり、できることから着手をしておるところでございます。ここで出ております学校と教師が担う業務に3分類されております。14項目あって、これをぜひ左側から見ますと、基本的には学校以外が担うべき業務として、1登下校、2夜間の見回り、3学校徴収金の徴収管理、4地域ボランティアとの連絡調整、まず1につきましては、各学校、各校区に見守り隊の方々が行ってくださっておりますので、お願いをしているところでございます。ただ、校長、教頭が玄関で朝、子どもたちを迎えているっていうところは、もうこれ時間外の業務になっております。また、夜間の見回りは今行っておりません。これは家庭、それから警察にお願いをしておるところでございます。学校徴収金につきましては、議員の皆さまのお力もあり給食の公会計化が進んでおりますが、教材費等の徴収はまだ学校が行っております。地域ボランティアとの連絡調整も外部にお願いしたいところではございますが、学校とのつなぎ役ですので、どうしても教頭先生が関わるといような状況でございます。また、真ん中をご覧ください。学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務という形で4つあります。7番目の校内清掃、外部委託をしたらどうですかというところも打ち出されておりますが、やはり自分たちが使った所を自分たちがきれいにする。そして、それも師弟同行で行う。これは日本型教育の大事なところではないかなあというふうに本

町では考えております。この校内清掃については、自分たちが自分たちの場所を清めるというところは、継続していきたいなと思っております。また、右側をご覧ください。教師の業務だが負担軽減の可能な業務としまして、授業の準備、学習評価、進路指導、これも誰かに負担軽減が可能となっておりますが、教師はすべき業務ではないかなというように考えております。ですので、軽重をつけながら、できるところは行っていく。ここは本町としては、本町の子どもたちに合わないのじゃないかというようなところは、手が付けてない状況はございます。また、この3分類が給特法の改正が6月にありましたけれども、この3分類をさらに一步進めた形につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思います。学校における働き方改革とは、教師のこれまでの働き方を見直し、教師がわが国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを指します。ですので、学校における働き方改革の目的は、教師が自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的でよりよい教育活動を行うことができるようになることです。ですので、教師が子どもと向き合う時間、授業、生徒指導いろいろありますが、そういった直接向き合う時間、また、その向き合うための準備の時間を確保することが目的です。手段としまして、これまでの働き方の見直しが必要になります。業務の精選、業務の効率化、環境の整備などです。二つ目に、自らの授業を磨く、校内研修の充実、自主研修などです。そして、生活の質や教職人生を豊かにする。心身の健康、教職という仕事への誇り、プライベートの充実、自己啓発などなどが考えられます。そこで長崎県の教職員の超過勤務の状況をご覧ください。月当たり80時間越えの教職員の状況です。80時間超えは、過労死ラインと言われております。令和2年度から6年度の調査を並べております。年々減ってはきておりますが、まだまだ小中学校で一定数、80時間超えの教職員がおります。45時間超え、これがガイドラインの指針の上限になっております。2年度から6年度まで徐々に減ってはきておりますが、中学校では4人に1人の方が45時間超えの時間外勤務をしております。次に、年間360時間、これも指針に出ている数字になります。小学校、中学校、義務教育学校、並べておりますが、小学校は約半数の方が360時間を超えているという状況になっております。これは本町以外の中学校でやはり休日の部活動がまだ学校が行っておりますので、その分が大きく関わっているのかなというように思われますが、小学校の方も2割から3割、360時間超えになります。360時間超えと言いますと、朝ちょっと余裕を持って30分前に始業前に来ます。そして、定時がきて退庁のときに少し同僚と明日のこと話したりすると、1時間ぐらい経ったとします。この1時間半の積み重ねで30時間を超えちゃうので、本当にもう業務時間の中で全てのことをしていけないと、この360時間というのは、大変厳しい数字だなあというところをご理解いただければと思っておるところでございます。長崎県教育委員会の取り組みとしましては、特に教頭先生、副校長先生の時間外勤務がかなり多いことから、

ここに視点を当てているところです。教頭が受け持つ授業を減らす。教育委員会等からの調査等の依頼を減らす。教頭の業務や役割を見直す。学校運営を補佐する人材の役割を強化するなどなどです。超勤改善等対策会議が年に2回、市町の教育委員会、それから県の教育委員会、県の校長会、県の教頭会の方から代表が集まって議論、協議を重ねておりますが、成果目標として令和7年度末、本年度末までに年間540時間超え、これは上限を超えている数字なんです、月当たりの45時間を何とか下回しましょう。この割合を0%にすることを成果目標としております。ただ、目指すところは1年間360時間以内というところです。具体的方策としましては、教頭の定時退校日を全体の定時退校日とは別に、学校に応じて週に1回であるとか、2週間に1回であるとか設定をしましょうということと。中学校については、部活動の指導体制の適正化を図ろう。それからPTA業務の見直しであるとか、コミュニティスクールを生かした働き方改革を進めましょうということになっております。働き方改革を考える上で、働きやすさと働きがい。この二つは欠かせないのかなあと考えております。働き方改革は、働きやすさと働きがい、この両輪があって初めて進められるのかなと思っております。働きがいがあるが働きやすくない職場は、真のブラックな職場であると考えます。誰からも選ばれません。働きがいはあるんだが働きにくいところは、成長の機会はあるかと思うんですが、心理的、身体的な負担が大きく心身の健康を損ねる場合がございます。逆に働きやすくはあるんだけど、仕事への満足感が高まらない。働きがいがない職場は、職場としても個人としても成長は期待が薄くなります。したがって、働きやすく働きがいもある真のワークライフバランス職場であり、職場としても個人としても成長が期待大の職場である。こういった学校の職員室を目指していかないといけないなと考えておるところでございます。働きやすさを追求するために、本町としましては各学校それぞれの取り組みもございますが、これまでの学校の当たり前を疑い、スクラップアンドビルドを進めております。これまで学校は、これまでもスクラップアンドビルドとは言ってるんですけども、学校って意外とビルド、ビルド、ビルド、ビルド、ずっと付け加わってきております。主権者教育っていうのがあると、主権者教育を入れないといけない。環境教育というのが環境教育をしないといけない。福祉教育となったら福祉教育をしないといけない。各教科とは別の丸々教育っていうのが、どんどんどんどん学校に入ってきております。しかし、やらないといけないことはやらないといけないので、本当に大事なものは残し、大事じゃないものはもう外していこうという形で、今5校ないし中学校の3校または8校、小中合わせて8校が集まってするやつで、大事な伝統のもの。町の伝統であるふれあいペーロン大会は残ってます。小学校の5校が集まっていた小体連、小大会ですね、については練習の負荷も大きかった。そして、当日の1日使ってるわけですけども、子どもたちが実際に活動する時間っていうのは、ほんの数分、100メートル走と高跳びだったりっていう形で、ほんの数分のためにそれだけの時間をかけるのは、もっと他にやることがあるんじゃないのかって

うところで、小体連は廃止になりました。こういったところを進めてきております。また、諸課題が複雑化、困難化しておりますので、個々で対応するのではなくチームで組織的に対応を進めております。また、業務の効率化、デジタル化を進めるために統合型校務支援システム、通称C4t hを各校導入し、連絡調整等々で使っております。また、保護者連絡アプリ tetoru を活用しております。以前は朝、冬場になりますと、インフルエンザであったり、風邪であったり、欠席連絡で電話が鳴り止みませんでした。また、回線の関係で、もうずっと話し中の状態でお待たせすることがありましたので、この tetoru を使うともう一方通行ですが、今日はこれでお休みしますというのがメールで来ますので、それで確実に把握をすることができます。また、この tetoru のいいところは、1回線だけじゃなくて、全ての教職員のタブレットに情報が来ますので、クラスの子の自分のクラスの休みをすぐ把握することが可能になっております。それから授業支援ソフト、子どもたちがA Iドリルを使ってるんですが、その中には町費で賄っております授業の支援ソフトが入っております。これは子どもたちの活動であるとか、思考であるとか、メモしたこと、タブレット上でメモしたことが全て教師が把握することができます。また、これを友達同士、子ども同士でも活用、見合うことができるので、誰々君がこんなこと書いてる。じゃあ僕もそれちょっとまねしてみようということが可能となっております。まねることがよくないんじゃないかっていうお考えもあろうかと思いますが、学ぶは、まねるから始まっておりますので、できないところはお友達からもらったり、できるようになったら今度はお友達にあげたりっていうようなところを進めていっているところです。これが今までだったら教師が全部チェックして回らないといけなかったのが、動かずして把握をすることが可能となっております。ですので、個別最適な学びにつながっているところです。でもまだまだ課題はございますので、研修を積んでいきたいと考えております。さらに超過勤務はさらなる縮減を目指していきたいと考えております。県の目標である540時間未満は必達目標です。国のガイドライン指針360時間未満を目指していきたいと考えておるところです。また、職場環境の整備、人、もの、こと、というところで、これはどこの学校も大事にしているところですが、職場の支持的で協働的な風土づくりを大事にさせております。職場、個々の心理的安定、安全性の向上、そのために同僚性、協同性の醸成、それからお互いさまという間柄がつかれるように校長、教頭の方に指導しているところでございます。また、マンパワーが欠かせませんので、職員のメンタルヘルスの保持、増進には努めさせております。メンタル不調の予防にもつながりますし、ちょっと沈んでる方に対しても早期発見、早期対応を心がけてしております。また、これは本町の独自のところではございますが、朝の開錠は7時より前には開けさせておりません。それから夕方も小学校は18時30分を目安に、中学校は部活動終了後から1時間以内を目安に施錠をさせております。これ、どんどんどん朝が早くなるんですね。教頭先生が、その先生よりも早く来て開けないといけないということになりますので、教頭先生を守るためにも、もう7時より

前に来たら駄目よと、できれば7時10分、15分、子どもたちは早い子が7時半ぐらいですので、早くてもその前までに来るといいんじゃないというようなこととお話をさせてもらってます。また、定時退庁日、ノー部活デーの徹底を行っております。例外は、文化庁が土日に行わない関係で、平日5日間活動ですので、部活動がありますので、定時退庁が部活をしてる先生ができませんので、中学校は今、全校一斉の定時退庁日はございません。個々で私は水曜日が定時退庁日ですとか、木曜日が定時退庁日ですというふうにしております。小学校は、水曜日が全校定時退庁日です。また、電話対応の制限もしております。もう18時以降、中学校は18時30分以降は、もう自動音声で対応しております。緊急時は役場へ連絡するように保護者へはお伝えをしているところです。また、これも本町は徹底をしております。週休日および祝日は、原則、学校、職員室を開けない。地域の草刈りであるとか、行事であるとか、これは別です。通常、土日開けない。で、これをしなかったら土曜日、日曜日に先生たちが学校に出てくるんです。そして、教頭先生に明日は、金曜日の帰りに「先生、明日は何時から開きますか」というようなことになってしまいます。そうすると土日になると、カードもICカードもしないので何時間働いてるとかが見えません。ですから見えない仕事をなくすためにも、土日はもう学校のことはしっかり忘れて休みなさいと。もちろんそこで授業準備とかはしてる先生方いらっしゃるかと思うんですが、学校に来てするっていうことは、よろしくないと考えておりますので、原則、開けないようにしております。また、年次休暇、毎年20日間付与されておりますが、15日以上は使いましょうというようなことで年度当初から言っております。ちょっと戻ってしまって、申し訳ないです。今度は働きがいの追求で、やはり信頼関係がないと働きがいはなくなってしまうのかなと思っております。管理職員、同僚、児童生徒、保護者から自分は信頼されていると感じたり、学校や管理職を信頼できるっていう関係がある中では、働きやすくもあり働きがいもあると思います。また、同僚に対して連帯感を持って協働できる関係であれば、仕事もはかどってくるのかなと思っております。また、児童生徒への教育という仕事に誇りや価値を感じている。この3つがそろったときに教職員は自身の成長であるとか、学校や社会への貢献を実感できるのではないかなあ。そして、そこに働きがいというのが生まれるのではないかなと思っております。しかし、この働きがいて個人差があると思います。私は、こうなったら働きがいを感じる。私は、お給料が上がったら働きがいだと感じる。いろいろだと思うんです。ただ、これは例えば長与小学校は、これができたらみんな働きがいの1つに入れようねっていうような約束を1つはしようというふうに学校にはお願いをしています。そして、これが大事かなと思っております。やっぱり管理職がフィードバックをちゃんとしてくれること。できてた、あなた頑張ってた。そして、それがすごく貢献したよっていう適時適切な評価、承認、価値付け、そして、職員がしている仕事はいかに大切なものかという職務の価値、他者の幸福、社会の幸福のために働いているという、働くことの価値、職員あなたの存在自体が大切だよっていう職場での自分の価値

値等々を管理職が適宜、適時、適切に評価してあげることが大事なかなと思っております。また、授業力、指導力が向上しなければ向き合う時間があっても子どもたちにより良い教育はできませんので、校内研修、初任者研修、若手研修等、完成研修や職場でのOJTですね。それから自主研修、研究会、研修会への参加、先輩、同僚からの学び、教育所管の学び等々の研究と修養は教員の義務ですので、これはやらなければならないことですから、そこについては授業の腕を磨くことがまた働きがいになり、そして、それが子どもたちの成長につながるので、いいスパイラルを描いていくのかなと思っております。時間外勤務年間540時間越えの教職員の状況、令和6年度を見ますと、長崎県はこのような状況になっております。やはり副校長、教頭、先生方が40%以上という形になって、教諭、講師や校長先生方は、10%には満たない状態でございます。これが長与町の場合は、このようになります。長与町の場合540時間越えは、ほぼもうゼロに近い数になっておりますが、副校長、教頭先生方は、やはり40%近くとなっております。どうしても開錠、施錠が教頭先生が中心になっておりますので、そのような形になっておりますが、学校の方で校長先生と教頭先生で交代しながら教頭先生の負担も軽減を今図っているところでございます。ただ、これを一般職員にも鍵を持たせて開け閉めをさせるというところは、やはり管理上、管理職員が閉めた方が安心安全につながると本町で今考えておるところでございます。その分みんなが早く帰れば早く閉められるので、そのことを先に進めたいと考えております。年間360時間超え、これが上限のところですが、長崎県の場合は、半数はまだまだというところですよ。本町はどうかと見ますと、本町もまだまだです。教頭先生方は100%、360時間超えとなっております。校長先生方も半数は360時間超えております。教員の1日あたりを見ます。長崎県の平日、月曜日から金曜日までは、このような状況です。10時間から11時間、学校で勤務をされ、在校等時間になっております。ただし、平成28年から令和4年度、勤務実態調査が6年ぶりに行われましたので、その結果から見ますと、若干減っていると。10分、20分から30分ぐらい減っております。これが長与町はと見ますと、長与町は、令和6年度はこのような在校等時間になっております。副校長先生、教頭先生、それから教諭、講師の先生方につきましては、1時間20分短縮されております。全職種で見ても1時間前後短くなっておりますので、長崎県の他の市町に比べると、働き方改革時間だけを見ますと、大変進んでいる良好な状況ではないかなと考えておるところでございます。しかし、あくまでも時短は手段であって結果でありまして、目的は、良い教育活動、良い授業、良い指導ができていくかというところですので、今後そこに力を入れていきたい。さらに力を入れていきたいと思っております。土日の在校等時間です。土日は、公立学校はお休みです。しかし、長崎県で見ますと、中学校は1人当たり1時間から2時間学校に出てます。小学校でも1時間近く30分以上は、学校に行ってますというような数字が出てます。全ての方が行ってるわけじゃないんでしょうけど、行かれてる方が長く居ることで平均値になるとこうなります。これが長与町は土日開け

ておりませんので、こうなります。中学校の教諭のところは1分になってるんですが、これは部活動のコンクールまたは公民館まつり等々で、土日に参加するときには、引率、指導者としてつきますので、これ11月調べで公民館まつり等々が行われてるときで、各学校の吹奏楽担当は4時間半従事しておりますので、その4時間半を土日8回分、そして、全職員で割ると58秒になりますので、1人当たり1分というような形になっております。長与町の教職員の超過勤務をまとめてみますと、このようになっております。4月から3月まで6年度の延べ人数になります。やはり年度当初、学年のスタートは少し45時間を超える人が多いのですが、だんだん減ってきております。しかし、9月、10月にまた2学期の始まりのところで増えます。10月の修学旅行であるとか、小学校の運動会であるとか、中学校は学校祭であったりとか、そういった大きな行事があるときに少し多いのかなと思われれます。しかし、3学期、学年、3学期の初めも少なく、大きな行事である卒業式もあるのにそう増えてません。ですので、見通しがはっきり立ってるっていうか、計画的なときには、超勤はあまり生まれてない。ばたばた少し先が見通せないっていうか、ざわざわしてるときに少し超勤が増えているような印象をこれから見えました。80時間超えは、4月から3月まで1人もおりませんでしたので、ゼロが並んでおります。給特法が6月に成立をいたしました。その中で教員の業務量管理、健康確保措置実施計画の策定、公表が教育委員会に義務づけられました。国からそして県の方からひな型が出ると、秋頃ひな型が出ますということなので今待っているところですが、今あるものである程度考えていっておかないといけないかなと思っているところでございます。これまでの業務量管理、健康確保措置で今後も続けられること。続けた方が良く。少しどっかを変えないといけないところを今課内で協議をしているところでございます。ここに付帯措置の中にありました令和11年度までに、公立、義務教育小学校の全ての教員の時間外勤務を月当たり上限を30時間程度にすると打ち出されましたので、これは守らないといけない数字になります。しかし、今のままでは無理なんです。土日を明けなくて見えない残業をなくして、そして、できるだけ業務も精選して、時短も図って、効率化を図っているんですが、30時間の12倍、360時間が達成できない状況ですので、大きくいろんな今までのやり方プラス何かをやらないと、この30時間というのを達成できません。今、県の教育長の方からもメッセージが出ております。地域総がかりで学校だけでなく地域の問題として、市町の問題として取り組んでくださいというような形で、この業務量管理、健康確保措置実施計画については、総合教育会議にかけて町長部局とも統一して、町全体の取り組みとしてやってくださいというようなことが国からも出ておりますので、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。また、そういった給特法が変わって学校のあり方が少し今後変わってくるよというようなことをもう議員の皆さまはご存じかと思うので、いろんな場で住民の方にお話をして、学校への協力や理解等々が得られるようにお力添えを頂ければと思っております。そして、先ほどの給特法に合わせて学校と教

師の業務の三分類が新しく案が出ております。このようになっております。主旨の明確化、内容のアップデートで、以前は、基本的には学校以外がなったのが、基本的にはが外れたので、これは学校以外が担うべきと国が言い切ってしまった。ですので、学校徴収金の徴収管理、今給食は公会計でしてますが、日本スポーツ振興センターの掛金であるとか、テストやドリル代は、その都度、集金をしております。これを何とか公会計化であるとか、キャッシュレスでの決済ができないものか。また、そういったキャッシュレスでできる仕組みもあるんですが、手数料がかかります。この手数料を保護者の方が理解していただけるものなのか。手数料を公費から賄うことができるのか。大変難しい問題もあろうかと思っておりますので、ここも研究をしていかないといけないかなと思っております。また、一番左の学校以外が担うべき業務で、⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応は、もう教育委員会がしてくださいということになっております。ここもどこまでが過剰な苦情なのかという、線引きが非常に難しいと思います。だんだんだんだん教育委員会に来ても教育委員会も人数が限りがありますので、対応の量も限られたものになろうかと思うんですが、やはり教師の指導力も高めないといけない。対応力も高めないといけない。で、教育委員会の対応力も高めないといけない。そこからこぼれる場合は、町の弁護士等々を活用させていただきながら、スクールロイヤーというような仕組みも今後整えていかないといけないかなというところもございます。また、真ん中の教師以外が積極的に参画すべき業務というところに、青で書かれてるところなんですけど、全て事務職員等、事務職員に手伝わせよう、事務職員に入ってもらおうというのは書いてありますが、この話し合いをした国の会議では、事務の先生は入っていませんので、事務の先生は非常にこれを見て困ってると。こんなにはしいきれないというような声も今上がっているところみたいです。教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務については右側は変わっておりませんが、やはりこういったスタッフを入れたらどうですか、というところが出ております。以上、ちょっとあっち行ったりこっち行ったりっていうところがあったんですけども、本町の取り組んでおる学校での働き方改革、そして、その働き方改革に基づいた時短が進んでいるところ、結果、目的としております教育活動のより良い教育活動は、今後の子どもたちの様子を見ていただければなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

今ですね、丁寧な説明が終わりました。今の現状と働き方改革について教育委員会の方から内容の説明等ありましたけども、これは議案ではありませんので、ページを追ってということではなく、今お聞きになられたところから事前にこういったことを質問したいということがあるかとは思いますが、質疑を受けてもうそこでやりとりをしていくという形にしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

お疲れさまでした。先生方の働き方改革は分かりましたけども、やっぱり学校って孤立してしもうて、私たち田舎のもう地区でございますので、もう昔人と思われるか分からんけど、地域との関わりが希薄になってしまっで、最近私たちはたまに草払いのボランティアに行くので、先生方とも接触する機会もあるんですけども、やっぱりたまに聞くのが、先生方の気持ちは分かった上でお願いします。「先生方とのつながりのなくなったもんな。昔は除草作業ばすれば何人かは来てわいわい言うて先生方も仲よくなって」っていう、そういう時代やったんですが、最近は寂しいねという声をただ聞きますけども、そういったところの対応としては、どのように考えておられるのか。お聞きいたします。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在この働き方改革を進める上での一つの方策として、コミュニティスクール、学校運営協議会の活用も一つの方策として上がっております。地域とつながることで、地域の〇〇が得意な〇〇先生、米づくりが得意な〇〇先生とか、木工細工が得意な〇〇先生みたいな地域のゲストティーチャーを呼んで新たな学びができたりとか、地域と共にある学校を築いていくことが、働き方改革も逆に進んでいくのではないかなというように考えておるところでございます。やはり山口委員が言われたように、地域との関わりが薄くなれば薄くなるほど、学校の先生ばかり動かないといけなくなってしまうというところが逆にあるのかな。学校の先生と地域の方と保護者の方とこの三者が、子どもたちのより良い育ちってどうしたらいいかなあというところを相談しながらしていくと、じゃあ学校ではここは、地域ではここを、家庭ではここをというところを所々補い合いながらうまくいくのではないかなあと思っております。まずは保護者と先生が繋がらないといけないし、そして、保護者を介して地域の方と今度は教員が繋がって、それがつながりが強くなれば強くなるほど、何か子どもたちにトラブルがあったときにすぐ情報が入ってきたりとか、こんないいことばしよったよということも情報が入ったりとか、そういったことで今度は子どもを褒めることにもつながるし、支えることにもつながっていくのかなあというように思ってます。学校だけで見える子どもたちではなくて、地域の人が見えた子どもたちの姿とか、家庭で見える子どもたちの姿はやはりみんながお互い知り合うことが、子どもたちのより良い育ちにつながっていくのではないかなと思っておりますので、地域とのつながりは今後も大切にしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

理解して、分かりました。それで今コミュニティスクールっていうことで、ちょくち

よく聞くわけでございます。私もコミュニティスクールは、もう何年か前からできたということであったこともこの委員会で初めて知ってですね、何ばしよっとかなっていう。ただちょっと厳しい意見か分からんけど、ただそこに行ったらコミュニティスクールで組織された委員だけの会であって、そこはまとまっとか分からんけど、どのような発信をされてるのかっていうか、やっぱりもういっちょ見えてこないところがあるんですよ。これは先生方の改革ですので、ちょっとコミュニティはちょっと話が違うか分からんけど、その辺のとはどのような発信をされているのかをお聞きして、もうそれで終わります。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ありがとうございます。コミュニティスクールが長与町で始まったのが、令和2年度からスタートいたしました。それに先立って洗切小学校では、コミュニティスクールの活動はずっとされていたかと思います。洗切だけが始めるのではなくて、もうせっかくだから5校、小学校一斉に始めようということで令和2年度から始まったのですが、令和2年度、3年度、4年度とコロナでしたので、学校運営協議会はできたけど、集まらない。紙面でのお知らせだけに留まっていたところがございます。5年度5月から5類移行になって対面が可能になってきたので、5年度から新たなスタートを切ったというところでございます。委員がおっしゃられたように発信に欠けております。何ばしよっとやろうかっていうような会に今なっているところがございますので、今年度、7年度5月の段階で学校運営協議会の5校の委員、皆さんに集まっていただいて、学校運営協議会とは何ぞやという研修会を行いました。そして、今年度から少しずつで構いませんので、学校のホームページを使ってもいいし、委員の皆さんで作ってもいいし、チラシなんか作ってもいいし、学校運営協議会ってこんなことやってるんだよとか、何か知恵があったら貸してくださいというような発信、PRをどんどんしていきましょうというような話をしているところですが、まだ活発には始まってないかなというところなので、お声かけはしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑ありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

令和6年度が80時間超えの教職員がゼロだったというご説明だった。これは素晴らしいことだなというふうに思いました。そして、45時間超えがまだまだ先ほど言われましたように、ここがどうやって減らしていくのかと課題なのかなというふうに思っています。そこで本町におきまして教職員の、全体的に教職員数が不足しているという問題がありますが、本町は、今のところ教職員は不足はしていないというところでしょうか。

足りないということは、ありますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

毎年の人事異動はございますが、教職員定数の数は配置をいただいております。ただ、また産休代替、若い先生方が増えてきたので産休に入られたり、育休については、男性、女性に限らず取っていただく方が増えてきたので、それは大変喜ばしいことだなと思っております。産休育休の代替についても県の方に努力していただいて、ある程度必ずつけるようにはしていただいておりますが、ちょっと入りが遅かったりとかっていうところはございますけれども、足りないというところは、現在のところはございません。今後も県の方に常にお願いを、早め早めにお願いをしていきながら定数の確保はしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ありがとうございます。やっぱりその不足したときに産休育休また病欠とか、そういったときにやはりすぐに加配ができるような体制というのは、やっぱり必要だと思いますので、そのあたりはお願いします。そこで例えば勤務時間、超過勤務をしなくても例えばテストの丸つけとか、点数づけとか、通知表づけとか、そういったところは持ち帰ってどうしても時間内でできないので、持ち帰ってしなくちゃいけないというようなお声も何かちらほら聞いたことありますが、そのあたりは今後どのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

持ち帰り仕事が原則は命じてもおりませんし、行うようにしなさいということも言っておりますが、教員の仕事、教師の仕事で持ち帰り仕事がゼロになることは、自分はないのではないかなと思ってます。明日の授業でこんなことば、明日の朝からこんなことば話さんばよね、子どもにとか。ああそうか、明日の図工で、この言い合いで思いついた、ちょっとメモしとこうっていうのは、絶対あるので。これ、その業務に関係のないことなんていうのが、全くゼロになることはないと思っております。ただ、テストをとか、宿題のノートをスーパーのかごみたいなのに入れて自分も若いときは持って帰ってました。そして、山ほど丸つけしたりとかっていう時間があったんですが、今、小中学校の下校時を周ってみますと、退勤時を周ってみますと、そこまで大荷物を持ってる人はいないですし、校長先生方や教頭先生方に聞いても、そういった情報あまり入らないので、採点業務を家ですることにはなくなってきたのかなあというように思います。

また、学校によっては地域の方のボランティアの一つとして、丸つけ隊みたいなのがあって、漢字の小テストみたいな容易に丸つけができるものについては、お手伝いをいただいているところもございます。ただ、私個人としては、丸つけは自分でしたいと思ってます。それはなぜかという、ここで間違うとするとね、この子はっていうのが、自分分かると、その次指導ができるのですよね。丸つけの結果だけは結果であって、どこをどんなふう間違えたのかとか、この子はこんなところがよく分かっただけっていうのが丸つけしながらもまた気づくので、その丸つけのより早くするとか、より効率的にするっていう力も身につけさせたいなあと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、もう1点だけ。先ほど働き方改革の中でやはり働きがい、そしてまた働きやすいという職場というところでやっぱり環境改善というところなんだと思うんですが、その給特法で決まったことで来年からですかね、4月1日から改正されるということなんですが、その一つの中にこの給特法の中に職員が今まで残業しても全くつかなかったというところで、給特法の改善で来年から1月1日から開始されるのが、給特法の上げ、パーセント上げというのがありますが、これもやっぱり働きがいが教職員にとって見える化になるっていうか、実感としてあると思うんですが、そのあたりはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

あるテレビ番組の試算で、初任者の給料が22万円年間上がるということでしたので、魅力の一つだとは思いますが。魅力の一つだとは思いますが。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

元教員でしたのでよく分かりますが、われわれの頃は365日の中の364日学校に行っていましたので、今からすると労働基準法違反を体で十分感じ、こういう制度がもっと早くできればと思ってました。幾つか質問ですけども、定時退校日ですね。これは学校単位なのか、職員単位で実施されているのか。お聞きしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

小学校につきましては、全校水曜日っていうふうに決めていますので、学校全体で

全定時退庁日となっております。中学校につきましては、説明の中にも入れておいたんですけれども、文化部活動の活動がっておりますので、全員一斉の定時退庁日はできませんので、個々の定時退庁日設定という形になります。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

次ですね。学校閉庁日については、お聞きしましたけれども、いわゆるお盆とか年末年始の時期っていうのは設定されてますか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

お盆の時期につきましては、8月9日の平和祈念集会の翌日から連続5日以上のお休みがとれるように設定をしております。ただ事務官がですね、給与支給日が21日ですので、前の1日、20日だけだと、ちょっとばたばたしてしまうということですので、2日間、19日までを最長としております。年末年始につきましては役所と一緒に、年末の3日間、年始の3日間が年末年始の休日勤務が割り振られてない日になっております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

分かりました。そうすると長期休業期間中ですね。これについては学校閉庁時刻は早めとるんですか。ということで、お聞きしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校長期休業中は皆さん、退庁は早いです。大体どの学校も17時台には施錠完了になっておりますので。また、年休等を有効的に使っておりますので、大体が出勤してない場合も学校に数人しかいない場合も結構あります。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

文科省が推奨している時差通勤はどのようなお考えですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在、本町小学校教員の中に2名フレックスを、小学校2名と中学校の1名がフレッ

クスを使っております。これについて支援学校のお子さんが支援学校在籍で、そのバスに乗せるためにバスに乗せてから来れる。そして、そのあとその分遅く退庁するという形をとっております。またご家族の少し介護の関係で、早出、早帰りというようなフレックスをとってる方もいらっしゃいます。フレックスにつきましては、校長承認までですので、有効活用、制度のこういう制度があることっていうこともちゃんと周知をしながら、必要に応じて使えるようにしていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

先ほど副校長とかもものすごくご苦労さんだと思いますけれども、いわゆる管理職の意識改革ということについては、どのような受け止めにされておられますか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

校長会および副校長、教頭研修会、毎月行っておりますが、この施錠時刻であること、施錠時刻、解錠時刻、それから45時間超えの人数については、毎回話題の一つに上げております。そこについて指導はもちろんです、指導する人間が長く残ってたら指導できんよねという話をしているところです。明日に回せる仕事は明日に回す。今日しなければならない仕事は今日しないとイケないけれども、そうそうないですよ、という話をしております。また、早く管理職が早く帰る姿を見せることも、次の管理職につながるよというようなところも話をしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

最後ですが、この働き方改革を保護者、地域住民の方への理解、啓発というのが非常に大変だと思うんですけど、どのように今からしていこうかなとお考えですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員が懸念されてるとおり、これを国がこういうふうにしたからこうなりました。皆さん手伝ってくださいとなると、何で学校だけば手伝わんばとってというようなお声が多分上がってくるだろうなと思っております。ですので、これについては本当PTAとか、それこそ学校運営協議会とか、地域に出向いてとか、いろんな発信の仕方であつてこういうものなぜこの仕組みが出て給特法が変わったのかってところとかも含めて、皆さんのご納得をいただかないとこれはうまく進まなくて、逆につながっていい教育ができるのが、つながりが離れていってしまうことにもつながりかねないかなと思っております。

すので、まずは学校ごとにそれぞれお知らせをする前に、教育委員会としてこういう今県の方からおりてきていますことについて、こういうような学校のスタイルが変わっていきますっていうようなところであるとか、子どもたちの放課後の時間帯をこのような安全対策を整えていきたいと考えています。ご協力いただける方はどれぐらいいらっしゃると思いますか。というような、いろんな投げかけや発信をしていかないといけないなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

やっぱり土日に学校を開けて職員室を開けるとか、学校で何か仕事をされる方が多いから閉めるということだと思んですけども、やっぱり結局、先生の仕事量を減らさないことには、家に持ち帰って仕事をされてる方が多いのかなと思いますけど、やっぱり管理職の方なり同僚の方なりがやっぱりその辺ケアしてやらないと、仕事を家でやる方が増えるのかなと思うんで、その辺の管理っていうか、そうですね、様子を伺うとそういうのでいいのかどうかという点と。あと授業の準備というのがやっぱり結構大きな仕事だと思うんですよね。それぞれ人それぞれの仕事量が違ったりもするのかなと思うんですけど、これはD X、タブレットとかが入ったことによって、逆に増えたり部分あったりするののかどうかっていう点と。今後もっとタブレットを活用すればもっと減る部分があるのかどうか。その辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

持ち帰り仕事については先ほども述べさせていただいたんですが、ゼロにはならないんじゃないかなと思います。ただ、軽減をしていかないといけないし、家でしかできないこともあると思うんですね、逆に。学校ではちょっとしにくっていうような方もいらっしゃると思いますので、また、早く帰って家の準備をした後、ちょっと仕事をするっていうような、そういったスタイルの方が自分には合ってるという方もいらっしゃるんで、一概には言えないかとは思いますが、委員がご指摘のとおり業務量自体を減らさないといけないと思っております。じゃあ何が減らせるのかっていうところになってくると、1番の準備に使うのが授業ですので、受け持ちの授業時数をどのようにしたら減らせられるのかっていうところを考えております。そのためにはマンパワーが必要になるので、追加配置をお願いを、加配をお願いしていかないといけないのと。週の今29コマまでやってるところを28コマでやったり、27コマでやったり、軽減を図っていくところも必要になってくるのかなというようには思っております。また今C4th が閉じられた空間、閉鎖系のネットワークなんですけど、これがゼロトラストという形で、内

部の人間であれば外からのパソコンでもは入れるというようなシステムに2年後また3年後変わる予定になっております。でもそれが変わると家で仕事ができるという状況をわざわざつくるので、持ち帰り仕事が増えるんじゃないのかなというようにところで、それしないといいのになって思ってるんですが、そこは今、今後研究をしていかないといけないかなと思っております。またICTが入ったことで幅が広がりました。授業の幅が。ただ、ICTに長けてない先生方も最初はいらっしゃいましたので、その使い方に慣れるというところで一定負担はあったんだろうなとも思いますが、子どもたちが使えるようになるのが教員よりも早かったです。なので、やり方を1回つかめば教師がよく分かってなくても子どもたちは勝手に使ってます。ただ、そういったみんなの考えが見えるってというようにところで驚いて、それが1回使えるようになったら、これいい、いつでも今度から使おうというような感じで、みんなのリテラシーがどんどん今上がってきているところで、これが完全にリテラシーがそろってしまったら、負担軽減にはつながっていくだろうなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

長与町では、昨年から夏休みが1週間短くなっているということで、先日ちょっと理事の方にも経緯等伺いましたけれども、改めて正式に伺いたいんですが、幾つかの理由があるようで、2学期に夏休み明けで慣れるようにとかということでしたが、大きな理由は、やはり通常の校時を、5校時を増やすということですかね。6校時をなくすっていうんですかね。ということの分を補ってるという面があるんじゃないかと思うんですが、1週間2学期を早めた取り組み、現在県内ではもう本町以外は、松浦、壺岐、五島と県内3市と本町と聞いてますが、こういったちょっと特殊なというか、そっちを決めた改めて理由ですね。理由というか、理由と決定の経緯ですね。どういったところと協議したりしたのか、意見を聞いたのかとか、ちょっと伺います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和5年度から2学期の開始を8月26日からさせていただいております。これは長与町小中学校管理規則を書き換えて行ったものでございます。決定は、管理規則ですので、定例教育委員会という形になりますが、狙いは、委員が幾つかの視点の中、いろんな目的があったんだろうっていうところもあったんですが、1番の理由は、不登校対策です。子どもたちが2学期明け、学校に行きたくないなという気持ちになりがちのところ。実際令和4年度までは、夏休み明けの不登校傾向、渋りを見せる子どもたちの数が多かったので、これだったら2時間とか3時間、学校に来ることに慣れさせる。どちら

かという2時間、3時間なんてそうお勉強しなくても、ちょっと夏休みの出来事なんか話したりとかゲームをしたりして、1週間じわあっと学校に慣れていくという形でスタートしたら足が向くんじゃないか。3時間ぐらいただたら学校行ってもよかねとかっていうようなところがないかというところで始めたところでございます。これは教育委員会、学校教育課の中で話題が上って、そして校長会や教頭会、そして学校の先生方にも校長会、それぞれの学校の方で、こういうふうな取り組みどうやろうかというようなことを聞いてもらって、吸い上げた結果で始めたところでございます。本来であればそういった仕組みが変わりますので、子どもたちの意見であるとか、保護者の意見であるとか、PTA連合会等々に投げかけをしながら決めていってもよかったのかなあと思ってるんですが、本当に不登校対策なので、全ての保護者の方にもウィンだし、子どもたちにとってもウィンだし、教職員にとってもウィンなので、ウィン・ウィン・ウィンの関係で、よかったのかなあと思っております。そして、昨年度、実際不登校傾向が夏休み明けゼロでした。もちろん4月から不登校ぎみだった子が継続してお休みだったというのがあるんですけども、新たに夏休み明け不登校になったり、学校にちょっと昼夜逆転が起きたりということはなかったもので、本当に入りやすかったんだろうなと思っております。また、先ほど申し上げたように、教科の勉強をその中で特段やらないので、授業時数の確保のためにはやっております。不登校対策、子どもたちの後、真夏がすごく暑いので、午前中少し出る。外に出ることで暑熱対策にもなるのかなというようには考えておりました。ですから3時間目までで終わって、正午までにはおうちに帰れるっていうような時間で設定をしたところでございます。保護者の方から給食を出してくれたらいいとにっては言われたんですが、給食を出しますと1時半から2時ぐらいの下校になりますので、ちょうど一番暑くて特に低学年の子にとっては輻射熱とかもありますので、大変ちょっと厳しいかなと思っております。なので、3時間という形で設定をさせてもらいました。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

授業時間の短縮、短縮というかのためじゃないとおっしゃったんですけど、私が町内の現職の職員、教員の方から聞いたところでは、先日もお話ししましたが、給特法もさらに去年と違って今年改定されて、さらにそういう時間外勤務を30時間以内にといい今後していく、していかないといけないということへの対応として、その方はですよ、その学校の校長から8年度より5校時授業、週25時間にするために、2学期のスタートをもう1週間早くする、という話が教育委員会からあったというのを校長から話があった。と聞いてるんですよ。そうすると、今の1週間早めたのは違う理由でも、この来年度以降こういう計画というか、考えがあるというのは、明確にその校時を減らすためという話だったそうなんですけど、これは間違いなんですかね。ちょっと伺います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず教育委員会からそうなるから、また夏休みが1週間短くなるけどっていうことで、職員に伝えてくれと言った覚えはありません。まず、授業のコマ数は、国も文科も1コマ減らしなさい。2コマ減らしなさいと今いろんな案を国の方も出してくれてます。そして、そのことについてはわれわれも研究しておりますし、今、新しい学校づくり検討委員会でも話題に上ってます。週5時間というのは可能なのかって言われたときに、やっぱり夏休みに合わせたいろんなイベントを計画している団体等々もあるので、長与町の子どもだけそこに学校があって参加できないのはかわいそうなんじゃないかと。もちろんそうだね、という、やっぱりそういった夏休みの短縮ってというのは、もうこれ以上なかなか難しいのじゃないかというようなご意見も頂いてます。ですから、まだまだ何にも決まってないところです。ただ、コマ数を減らすためのアイデアっていうのがあったら学校の先生方にも考えてもらってっていうような先生方への夏休みの宿題ではないんですが、アイデアなんかないかなっていうようなところでの投げかけはいたしました。で、なぜかといいますと、教育委員会が決めたことをただ守る職員では、長与町の先生方はもったいないなと思ってですね。こんなふうにしたらどうですか、あんなふうにしたらどうですか、このためにこうしたら私たちの働き方改革にもつながるし、子どもたちの良い教育にもつながりますよってというアイデアをボトムアップしてくれる教職員になって欲しかったので、少し投げかけてみたのはありました。でも1週間延ばすから夏休みが短くなるよって言ったことは、教育長も私も教育委員会の指導主事等々もありませんので、そこは誤解ないようにお願いいたします。校長がどう捉えてどう伝えたかっていうところが少し疑義が、どう受け止めて、どう伝えたかっていうところが分からないところはあるんですが、教育委員会としては、投げかけたというところはありません。コマ数を、負担軽減を、放課後の時間を確保するために、どんなアイデアがありますかっていう投げかけをしたところです。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ひとまず来年度からはそうなるということではないということは分かったのでもいいんですが、ただ先ほどの1週間早めたのが不登校対策ということでしたけど、たまたま、たまたまという失礼ですが、去年は2学期から来なくなった子はゼロだったということですが、それは結果というかですよ、だと思っんですね。というのは、その不登校対策で1週間短く夏休みがなると、ある意味他の、他というと変ですが、不登校ぎみではない生徒からすると、不登校の対策のために1週間自分たちの夏休みが短くなったと受け取る。まあ保護者にしてもですね、考えられる。だからこういう

ことは、先ほどこちよっと教育委員会定例の教育委員会内で基本的には決められたということですが、本来もっと他の保護者全体とかから意見を聞かないと、簡単にそうやっていいことではないと私は思ったんですが。その点の考えと、もう1点は、今、働き方改革の話ですから、そもそも長崎県の教育委員会が2023年に夏休み充電宣言ということで、教員の成り手不足解消のもうこれは明確に一環として、年休をとりやすくするために、夏休みはしっかり年休を取ってもらおうというような宣言をしていると。そうすると教職員にとっても1週間夏休みが短くなると、要するに年休をとれる時期っていうのが、その1週間無理になるわけで、無理というか取りにくくなるわけで、この長崎県の夏休み充電宣言とちょっと矛盾するんじゃないかと思うんですが、そうはお考えにならないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

記録に残りますか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

夏休み充電宣言、夏休みにしっかり学んで研修を深めてくださいという県から教職員に対する狙いと、そのことと本町の1週間夏休みを縮めて2学期を早く始めて、これは子どもたちのためについていうところで狙ってところが違うので、少しずつがあるのかなというようには捉えております。ですから一方、夏休み充電宣言の狙いからいくと矛盾してる。でも子どもたちのためについていう学校の一番の狙いからすると、緩やかに始めるっていうところは、良かったのかなと思っております。その根拠と、根拠と言いますか、理由としまして、昨年度夏休み明けに取った夏休み短くなったことに対するアンケートについて、保護者、児童生徒のアンケートの結果を見ますと8割から9割、肯定的な回答を得ることができておりました。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ある意味というか、1週間だからですね、児童生徒もいいのかなと思うんですが、さっきのようにもし2週間とかなってくればやっぱり生徒、児童生徒、保護者もちょっとやはり他の市町と差がありすぎたりして、そこをちょっと長与の学校の

あり方はどうなんだと、多分考えてくる方もいらっしゃると思うんですね。特に昔は学歴、学歴ですね、そういう学力至上主義な面が昔はありましたけど、最近は学びの多様性みたいに保護者も、やっぱり若い保護者は、そういうのを学力をとにかく上げればいいということじゃなくて、そういう子どもの権利とか自由を考えて、やっぱり学校を選んだり、住む町を選ぶってということもあろうかと思うので、今後の給特法対応にはぜひ、そういったところも考えていただければと思うんですが。先ほど学教職員の働く業務の三分類、前のやつと新しいやつと教えていただきましたけど、やっぱりその掃除っていうのは、ある意味では、役場庁舎みたいに外部に委託しやすいところだと思うんですよね。特にある学校では、エアコンのフィルターだったり、ワックスがけ、トイレ掃除、そういうのも教職員がやってると聞いております。先ほど理事の方で校内、自分たちが使うものを自分たちで掃除するってのは児童生徒とも同じようにやってるのということがありましたけれども、ちょっと個人的には、そういういわゆるおっしやった日本型っていうのが、こういう教職員の仕事を増やしていることにつながってるんじゃないかなと思うんですね。なので、こういうところはやはりある意味、予算出せば外注して解決できるところは、していくべきじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ありがとうございます。掃除の場を清めるとか、自分たちで使った所をきれいにするとか、来たときよりも美しくとか、いろいろ日本型の教育はあったかと思います。日本型学校教育の良さもあり、そして、今までの不易と言われたところも疑っていかないといけない。それが令和の日本型学校教育なのかなあと思っておるところです。ですので、私が言ってることが全て正解でもないし、それこそ職員とそして保護者とそして地域の方と話しながら、これって今後必要でしょうかねとか。これは続けたいですよというような意見を活発に語りあいながら、新しい形が生み出せるのかなあと思っております。ですので、アウトソーシングもすごくいい手段だと思いますし、そこにはやはり予算も絡んでくるので、どこに重点を予算をかけていくのかっていうところも研究をしていかないとはいけませんし、何でもかんでもお金をかけたいというところがたくさんあるんですが、そこにはやっぱり優先順位がでてくるでしょうから、研究をさせていただきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません。長くなるのでもう最後にします。本当はちょっと教職員が他の市町よりも長与町独自のちょっと業務としてながよ検定に関わることがあるんでそれを伺いたか

ったんですが、ちょっとそれはまた別の機会にさせていただきます。ちょっと最後にまとめて伺いますが、まず一つはこれ部活動の地域移行のときにもう聞かれたり答えられてるかと思うんですが、ちょっと改めて。今は土日だけですよね、土日祝。これを教職員の負担を減らすために平日とか、そういうところにも増やそうとかっていうお考えがないのかと。もう1点はですね、長与町で時間外勤務が何時間がどのぐらいいるっていう先ほど表で頂きましたけど、360時間年間超えの職員が中学校で校長で1人、要するに3校のうちの1人ですよね。小学校も5校のうち3人ということは、逆に言うとそれを超えてない校長先生が小学校、中学校もいらっしゃる。特に中学校は3校のうち2人は超えてない。そうするとやっぱりそういうところのやり方とかを取り入れれば、単純なちょっとこうなんすかね、簡単にちょっと言ってしまうんですけど、そういうことで短くなる参考にすべきと思って、要するに中学校3校のうち2人は超えてないってことは、この違いですよね。例えば学校規模とかなのか。ちょっともしそれが分かればというのと、最後にもう1個、多分このわれわれとか当然教育関係の方は、給特法ってのをご存じですけど、恐らく一般の方は、われわれが思うほど知らないと思うんですよね。役場の職員、公務員と同じで学校の先生も残業すれば残業代もらってると思ってる方がかなりいらっしゃると思うんですね。なので今後働き方改革、時間外勤務を減らすというのを、先ほどのように地域とか保護者に理解していただくには、もうはっきりとそれを改めてですよ、何かいやみんな知ってるだろうと思わずに、学校の先生というのは、残業代がないんですよと。手当は、固定のがありますけど、そういうのをもっとアピールして、教職員の負担軽減にご協力くださいっていうのをアピールすべきと個人的には思うんですが、それはいかがでしょうか。この3つだけ。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず、中学校の部活動の平日の意向はどう考えられてるかっていうところですけども、現在のところ外部指導者がいるところは、平日も外部指導者が入ってくださっております。ただ、やはりコーチの方々も指導者の方々もお昼お仕事をされておりますので、そのお仕事を減らして指導にかかれるほどの報酬は残念ながらお出しできないので、やはり土日だけなのかなあというところに、今考えているところでございます。ですから土日の地域スポーツ活動と平日の部活動という形で、この両輪で進んでいくっていうところかなと考えております。これがコーチの人材が増えてきて移行可能ということになったら、地域展開というところは可能になってくるのかなあと思っておりますが、それと合わせて少子化がどんどんどんどん進んでいくので、やはり集まって子どもたちが1カ所に集まって、そうしていくしかなくなっていくんだろうなというふうには思っております。

2点目です。管理職、校長で超えた方、超えられなかった方、多分超えられなかった

方は、副校長先生、教頭先生に委ねてると思うんですよ。自分も校長のとき、教頭のときに超勤が少し長い人だったんです。それは、放課後ちょっとほっとしたときの先生方と話したいんですよ。「何か困っとらんと」とかって話をばか話をしながらその先生の良さを知ったりとか、悩みを聞いたりして、「じゃあこがんすれば」っていうようなアドバイスを直接聞いてしたいので、ちょっと遅くまで残ってその先生が暇そうになるのを待ってたりとか、校舎を周って1人のところを見繕って話に行ったりとかっていうところを自分はしたかったんですよ、したい人なので。そこをぐっところえて例えば教頭先生に頼んでさっと帰っていくっていうスタイルも校長先生は早く帰れるので、超勤が360超えないと。これを自分でしたいなと思ったら、ちょっと長くなっちゃうと思うんですよ。でも、自分でしようとした校長は、やっぱりさせて何ぼだと思うので、今後私も心がけて教頭先生とかにお願いをして、さっと帰れる人になろうかなと自戒の念を込めてお伝えしたいと思っております。

3つ目が給特法ですね。給特法については、文科の方が出してる保護者向けのチラシっていうのを今日再確認をさせてもらって、ああこういうのをちゃんと伝えていかんばねえと思いつつ、情報量がいっぱいあるんですね。なので、これを小分けにしてまた伝えるのも大変だし、これを全部ぼんと出したら何で学校の先生だけ助けられて他の仕事は助けられんとねえっていうような、本当に tetoru とかでお渡しするだけだったらそうになってしまうので、やはり何らかの説明とか、何か分かりやすいっていうか、何かしら考えないといけないなとは思っております。

○委員長（中村美穂委員）

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

今日になるまでお聞きするかどうかずっと悩んでいることが1点ありまして、働き方改革ということで、この数年学校での夜の会議とか、そういったものをできるだけ少なくしようということで、部活動の保護者の会議を学校ではなくて、いろんな公民館等うちの防災センターとか、そういったところで私たちも協力をしているところです。それについてはもう皆さんだいぶん周知もされて、先生方も夜そうやって夜遅くまで昔は遅くまでありましたので、そういったものをしなくて済むように体制になってきたと思います。また、今日うちの小学校の地域で地区PTAが行われるんですけども、それも前は絶対こう何でしょうね、地域で行っていたり、それもずっと変遷があって、学校で行ってみたい、またそれぞれのやっぱり地区単位で行ってみたい、そうなるとその時々では、管理職という校長先生か教頭先生、また地区の先生方、そしてまたPTAの役員たち、もうとにかくもう学校側からたくさん来られ、PTAの役員の方は保護者の代表

ではありますけれど、学校から5、6人来て、PTAの方も来られて、もうそれは大変なことだったわけですね。それが何箇所もあるからひどくも負担になられてるだろうと思っておりました。この数年もうコロナ禍の間はなくて、3年前ぐらいからでしょうかね、今の南小しか分からない、私は分からないんですけど、地区PTAに対しては会議として行ってもいいし、もう危険箇所だけを調べて皆さんと共有してもいいしっていうスタイルになってます。ですので、全部の地域が行っていると私も確認はしておりますけれど、3年前は学校側の先生が来るのかなあと。たまたま校長先生とお話する機会があって、いや校長か教頭が伺いますよということで3年前は校長先生が見えました。去年はお聞きはしなかったんですが、去年は何かの事情で来られなかったのか、もともと来る予定がなかったか分かりません。今年はまだ地区委員とかに伺ったら、もう学校は来ませんということでした。私が思うに、確かに働き方改革で何箇所あるか分かりませんが、夜に管理職なる校長先生とか教頭先生、副校長先生がいらっしゃる学校もあるでしょう。そういった方々が地区を周るのはそれはもう仕事と捉えて当然ですし大変だと思うものの、私は自治会長として行く場合に、自治会長また民生・児童委員が出席しますが、学校のことは私たちには答えられないし、もっと言えば学校の校長先生や教頭先生と話す機会というのはなかなかあってないような、保護者の方にしてみれば学校でこんなあるんですけど、どうでしょうか、この地域はこんなふうにあるっていう状況を知れるチャンスでもあるし、保護者の方は仕事として自分の子どもがお世話になってる所に行くっていうことだから、仕事で行くわけじゃないということを失礼ながら思えばですね。その会議に来ていただいた方がいいんじゃないかと思うんですが、私はもう1つの小学校しか知りませんので、町内の小学校はそういったものが、この働き方改革の一環としてなっているものなのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

PTAに限らず学校運営協議会の集まりであるとかも、以前は7時からスタートで9時ぐらいまでとかというのが多かったかなあと思うんですが、最近は3時から、15時から16時までとか16時半までっていうような明るい時間の設定が増えてきてるなあというように思います。そこは多分学校の先生方に参加してほしいからその時間帯にっていうところで設定をしてるのかなあと思うんですが、学校によっては、昼したら次に夜、次は昼っていうふうに交互にして、それぞれのやっぱり参加しやすいときと参加しにくいときがあるかと思うので、お互い譲り合う形で交互にしている所もございます。また、地区PTAにつきましては、地区PTAがある所とない所がございますので一概には言えませんが、地区担当という形で教員を配置しているところもあれば、地区PTAがないために地区担当を配置してない学校もございます。また、ここ最近幾つかの保護者の方から学校教育課に問い合わせがあったりもするんですが、PTAについて

入会した覚えがないのに任意団体なので、入会手続きはしないといけないのに入会した覚えがないんだけどとか、PTAの組織っていうのは、どうなってるんでしょうかっていうようなお問い合わせもあります。ですので、いったんちょっとPTAについては、学校教育課が管轄ではないんですが、学校の大事な組織の一つですし、先ほどから山口委員も言われたように、つながりっていうのは大事にしていかないと、やっぱり子どもたちのより良い育ちのためには、周りの大人がしっかり共有しておくことは大事だと思いますので、そこに関わる大人たちがつながるための一つの組織がPTAだと思います。また、PTAのそうする集まりのときに、お世話になってる学校だから保護者が行きます。PTAという組織でペアレンツ・ティーチャーズ・アソシエーションなのに、Tは業務になってるんですよ。Tも任意団体なので業務ではなく、子どもたちを支えるための任意団体、別組織に参加しているっていう形なので、授業参観がPTAではないですね。授業参観はあくまで授業をこちらが見せて、子どもたちの様子を見てください。そのあとのPTAは、大人同士の集まりですよ、大人同士の勉強会ですよ。子育てのための大人の学びの場ですよ、がPTAのスタイルのはずなのに、それがいつの間にか教員はPTAに業務として参加してる。じゃないんじゃないのかなっていうところを、今これ言うと何年前の話をしてるんですかって、いうふうに捉える若手の先生方もいらっしやるかと思います。ですのでこういったこのPTAの参加のあり方、PTAのTはどうやってどういう立場なのかっていうところは、それぞれの学校でやっぱりもう1回考えてもらわないといけないのかなあと考えております。もちろん、そこに教育委員会として、生涯学習課がPTAってこんな場ですよっていう話もしないといけないのかな。もちろんティーチャーも先生方もある地域で、今度はPとして参加してる場合もあるので、2回参加しないとイケないっていうふうに言われる方もいるんですよ。でも、その仕事は自分で選んだんですよっていうところもございますので、教員という仕事をPTAが仕事じゃなくて、ですから2回行かれる方もいたり、高校生もいたら3回行ったりもする場合もあるのかなというふうには、ですからでもこの捉え方は人それぞれ少しずつずれがありますので、やっぱり対話をしながらある程度折り合いをつけて、じゃあこういう形でいこうとか、っていうふうな、納得する着地点は見いだした上でスタートしないと。悶々としながら参加するよりは、けんけんがくがくして参加した方がいいかなというふうには思ってます。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

私も鳥山理事がおっしゃるようにPTAというのはペアレント・ティーチャー・アソシエーションだから、そこでTが抜けてっていうのはおかしいっていうふうに、おかしいという言い方もよくないかもしれませんがね。ぜひPTAのあり方うんぬんにすれば、そこはちょっともうそこまでいけば広い話になるので、そうじゃなくて今回は特に

うちの場合は、地区委員と交通委員ですかね、そのあり方について検討すると、学校が個人情報うんぬんの、やっぱなかなか出してもらえづらいところと、そういう結構、学校に密接した内容もあるということを聞いてるもんですから、そうしたときに私たちはもうオブザーバーでしかないので、その保護者の方たちだけがどうこういう話をただそばで聞くしかないのかなと思ってるところもあります。ですので、それを逆に学校に電話すれば自治会長（議員）から連絡があったから来ないといけないのかなと思われてはいけないと思ったので、今日ちょっと質問するのもしどうかとは思ったんですが、あくまでその負担、働き方改革は、もうできるだけそういう負担を解消して、そして、もう心身ともに先生方も健やかに働きがいを持って仕事をしていただくというのが、もう主旨だと思ってます。でもやっぱり子どもたちのことを一生懸命考えてくださってることも重々分かっているので、今後ですね、教育委員会とかでこういう問題とかも、どこの学校がどうだとかかそういうことではなくて、今後のあり方とか、そういったことも話の議題に載せていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。最後に。

○委員（八木亮三委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がおっしゃられるとおりで教育委員会としてもそういったところに大に関わっていった方がより子どもたちの教育がうまくいくと思いますので、働きかけはしていきたいなと思います。そして、やはり負担感というのが保護者の方の中にも教員の中にもあると思いますので、負担ではなく、教育長がよく言うんですけど、加担していく。自ら加担、加担って何か悪いことをするようなときに使うんですが、負を背負うよりも加えていった方が、加担していきましょうというのもいい表現として使っていくと、今後いいのかなと。何か悪さに加担するってしか使わないのでですね。でも加担になったら負はなくなるからいいのかなあというようには思っております。みんなが加担していつて思いを重ねながら、それも子どもたちのより良い育ちのためになっていったら、いい教育が長与町のそれぞれの学校で展開されるだろうなと思います。その願いを込めて。以上です。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは以上で所管事務調査を終了いたします。

本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

なお、週明けですね。16日は9時半にいったんこちらに集合してから漁協の方に伺いたいと思いますので、いったん9時半までに集合をお願いします。以上です。

(閉会 14時55分)